

## 第2編 知的財産権創出システムの革新

## 第1章 知的財産の迅速・正確な権利化

### 第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 チョン・イルヨン

#### 1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2015年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2013年特許審査処理期間を年平均13.2ヶ月に短縮し、世界で最も速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占的な

地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2013年には2,049万ドルと7倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

## 2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 薬務事務官 キム・ヨン

### イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2013年17,402件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を

踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に速やかな権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

#### ロ.推進内容及び成果

1)優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ)優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間を13.2ヶ月(2013年年平均基準)で達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

#### ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2013年12月基準で首席審査官が103人で13.6%、責任審査官が236人で31.2%、前任審査官が97人で12.8%、審査官は320人で42.3%を占めている。

＜表Ⅱ-1-1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

## ハ)審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な

審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ－1－2＞審査パート制の構成状況

(2013年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (6課)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	標準特許半導体	半導体設計
特許 審査1局 (9課)	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物
	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
特許	電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子
	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力

審査2局 (8課)	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
特許 審査3局 (8課)	応用素材	スマート素材、応用通信素材、化学素材、部品素材
	ロボット自動化	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送	海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
	バイオ	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
	モバイル通信	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属	材料分析、金属材料、表面処理
	ディスプレイ機器	画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子

2013年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計119の審査パート(特許審査企画局21、特許審査1局35、特許審査2局32、特許審査3局31)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

## 2)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

### イ)国家特許競争力強化方策の樹立

特許庁はこれまで審査品質中心の特許行政から特許の全周期にわたる特許品質の向上を目指す特許政策にパラダイムを転換し、研究開発の段階から権利活用まで特許の全過程にわたる品質管理を通じて高品質の特許を創り出すための「国家特許競争力強化方策」を樹立した。

国家特許競争力強化方策には高品質の出願の環境づくり (Superior Application)、国民が希望する時期に特許審査サービスの提供 (Timely Examination)、正確な審査で法的安定性の高い特許権の創出 (Accurate Examination)、信頼性のある特許生態系の構築 (Reliable Patent) を通じた特許行政サービス全周期の改善で強い特許を創り出すための4大推進戦略と出願-審査-登録など特許行政サービスの全過程にわたる改善課題を全て取りまとめた計18の細部課題を盛り込んでいる。本戦略は創意的なアイデアが強い特許として創り出され、強い特許は再び新しいアイデアの創出を誘引し、最終的には産業競争力の強化を通じた創造経済の実現の土台になると期待されている。



国家特許競争力強化方策を通じて特許庁は高付加価値特許権を確保するためのR&D体系の改善はもちろん、迅速・正確な審査を通じて強い特許権を付与し、信頼性のある特許生態系の構築を通じた知的財産権の国際収支改善など良質な特許を創り出すための行政刷新を推進する計画である。

ロ)開かれた審査制度の実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するにつれ、特許庁審査官の

検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた審査制度を運営している。

開かれた審査制度とは出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連先行技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度である。

<図Ⅱ-1-1> CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



2010年公開されたIT分野の出願50件を対象に1次パイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で、意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で意見引用率33%を記録した。このような2年間にわたるパイロット・テストの結果を基に、2012年からは専門家の意見共有機能が強化された開かれた審査専用システムを通じて開かれた審査制度が本

格的に施行された。全技術分野に対象を拡大して実施した結果、234件に対して計493件の意見が提出され、審査着手63件のうち37件が提出された意見を引用して62%の意見引用率を記録するなど開かれた審査制度は安定的に定着しつつある。

<表Ⅱ-1-3>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手件)	提出された意見	登録レビューアー (参加レビューアー)	意見引用件
2010年	50件	43件(41件)	136件	53人(8人)	17件(41%)
2011年	50件	32件(30件)	101件	69人(19人)	10件(33%)
2012年	228件	123件(90件)	407件	846人(51人)	36件(40%)
2013年	234件	76件(63件)	493件	1,132人(33人)	37件(62%)

#### ハ)国際特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5)間の相互協力が具体化したことを受け、国家間審査実務の共通点と差異点に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を、2012年には新規性判断結果を、2013年には明細書記載要件の判断結果を比較・研究して審査基準と実務のギャップを総合的に検討することで、審査結果を相互活用するための基盤を構築している。

#### ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外の審査協力の拡大など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際競争力

を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後審査官等級制は教育要件の調整などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては産業界への波及効果及び紛争可能性を考慮した対象出願の選別などを通じてより実効性のある制度に改善していく計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化し、IP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

### 3. 特許・実用新案審査インフラの改善

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 キム・キホ  
工業事務官 ヤン・キョンシク

#### イ.特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先

行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

\*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2013年には約258億ウォンを投入して91,941件をアウトソーシングとして依頼した。

<表Ⅱ-1-5>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013

審査処理件数	1,387,923	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236	176,578	193,884
アウトソーシング件数	445,939	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941
アウトソーシング比率(%)	27.4	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4	47.7	47.4
執行額 (百万ウォン)	84,909	17,140	17,930	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760

\*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

2011年には調査員の経歴が2年以上で品質点数が平均以上である場合、年間調査物量の30%内で追加調査できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示代2011-10号)した。

さらに、2013年には専門機関の調査品質、調査人員規模など事業の効率性及び妥当性を考慮して合理的に調整できるように調査物量の配分方式を改善し、調査物量配分の際に外部専門家などが含まれた調査物量配分審議委員会を通じて透明性と公正性を確保するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-20号)した。

一方、急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-6> 国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院

2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG
------	---------	---------	----------------

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2013年には約154億ウォンを投入して22,890件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国際調査処理件数	3,649	4,754	8,280	13,020	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432
アウトソーシング件数	※ 国際出願先行技術調査事業は 2009年～2012年の外国PCT国際調査の依頼件に対して遂行				5,672	5,200	6,870	16,063	22,890
アウトソーシング比率(%)					33.3	24.8	29.7	53.7	66.5
執行額(百万ウォン)					3,222	3,266	4,314	10,390	15,382

\*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2013年度の審査処理期間を13.2ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

特に、2014年には調査員研修教育及び資格試験を実施することで調査員の審査能力を強化し、専門機関の事業遂行インフラを改善することで先行技術調査業務の効率性を高め、階層別品質管理システムを構築して体系的に調査品質を管理するなど事業運営方式を改善していく予定である。

#### ロ.特許分類付与事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類、先行技術文献の検索、審査官の業務指定などに活用されている。

る。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2013年に「国際特許分類付与専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-19号)して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が、2012年以降は「韓国特許情報院」から名称が変更された「特許情報振興センター」が遂行している。

特許分類付与事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2013年には約25億ウォン余りを投入し、新規出願分類219,865件及び再分類31,487件を依頼した。

<表Ⅱ-1-8> 特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
新規付与	件数	174,006	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※注を参照			
	金額 (百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225
再付与	件数	-	56,500	33,883	-	92,680	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487
	単価(ウォン)	-	6,550	6,760	-	7,050	7,226	7,370	7,370	7,591	7,570
	金額 (百万ウォン)	-	370	229	-	653	558	576	494	289	238
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380	2,472	2,463

※2013年：特許出願は9,770ウォン、PCT国際出願は13,550ウォン

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

IPC分類の一貫性を確保して審査の品質を高めるため、特許庁職員で構成される特許分類検証班を運営しており、このように高くなった品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓-米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)：29万\$；第2次MOU(2011年～2012年)：75万ドル；第3次MOU(2013年～)：870万\$)し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

#### ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高め、最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。

＜表Ⅱ－1－9＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677

## 4. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 キム・テグン

## イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2013年基準で計19の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-10> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

---

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、-)、ウクライナ(2013、-)

---

\* ( )で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。チリ、ウクライナは業務未開始。

\* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が増加し、

2013年には前年比8.9%増加した29,531件の依頼を受けた。このうち17,560件は外国出願人から依頼されたものであり、11,971件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
内国	7,090	8,830	9,950	10,736	11,971
外国	13,978	13,877	15,716	16,373	17,560
計	21,068	22,707	25,666	27,109	29,531

2013年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

---

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

---

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パカード(HP)、マイクロソフト、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これはグローバル企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、グローバル企業の先端技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先端技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」に本格的に突入したことで、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。エルメスのバーキンバックの値段は最低800万ウォンから最高2億ウォンに達している。一般のバックとの価格差を作っているのはブランドデザインの力である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2012年3.2ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2012年4.7ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2012年10.0ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2012年6.3ヶ月に各々短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は遅いほうである。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が落ちないように取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に導入できるよう国際協力を強化している。

### 2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

## イ.推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

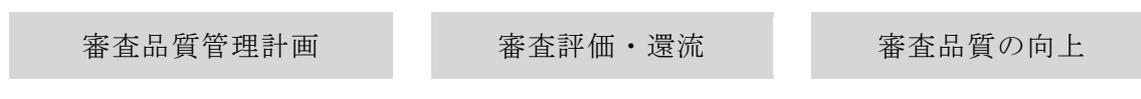
(単位：ヶ月)

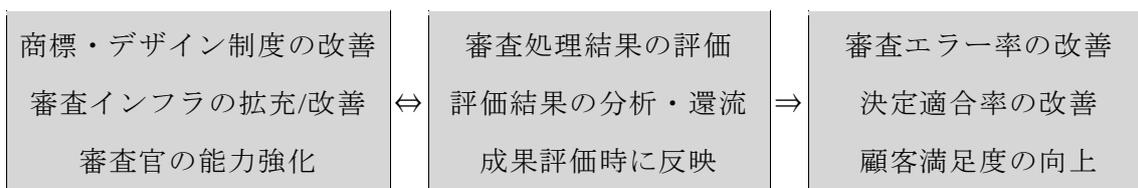
区分	韓国(2013)	米国(2012)	日本(2012)
商標	7.7	3.2	4.7
デザイン	7.3	10.0	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2013年度の商標審査処理期間は7.7ヶ月、デザイン審査処理期間は7.3ヶ月を達成し、2012年に比べて審査処理期間を1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2013年度にこれらの3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環体系を構築した。

＜表Ⅱ－1－14＞2013年商標・デザイン審査品質向上推進体系





## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2013年に特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定し、著名商標の希釈化を防止し、信義則に反する商標登録出願を防止する商標法一部改正案を設け、現在改正を推進している。その他にも商標登録出願人の便宜を図るとともに規制を緩和するための商標法全部改正案を設け、商標共存同意制度の導入、審査官の職権補正対象の拡大、手数料返還対象の整備など制度を整備する計画である。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)が2013年国会を通過し、2014年7月施行予定である。

一方、2014年バージョンNICE第10版の新しい商標・サービス業の名称及び実取引社会で使用される包括名称を商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示に積極的に反映することで、グローバルスタンダードに合致する商品目録及び商品分類体系を構築して国内外の商標出願人の商品名称表示・類区分に関する便宜を図ると同時に、商品審査の正確性・合理性を高めた。

### 2) 商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標の場合、企業が使用を希望して実際使用する商標に対して積極的に権利を与え、模倣・先占目的の不正な商標出願に対する審査を強化するため、商標審査基準を改正

して2014年1月から施行した。これを通じて出願人観点のポジティブ審査を行い、顧客の満足度を高める高品質の商標審査が実現できると予想される。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

### 3)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

2013年度に「商標デザイン審査局独自の成果評価及び審査品質管理方策」を設け、毎月商標デザイン審査品質点検会議を開催し、その結果をまとめて2013年度下半期成果評価の際に審査適合度評価資料として活用した。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、四半期毎に定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

<表Ⅱ-1-15>2013年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2013年 上半期 (5.21)	識別力のない文字結合標章に対する識別力の有無
	商標法第7条第1項第11号の品質誤認に関する検討
	商標法第7条第1項第4号規定に関する検討
	簡単でありふれた文字結合標章の識別力有無の検討
	結合商標の類似判断の際、多数登録に対する識別力有無判断の考察
	デザイン無審査登録出願関連の審査事例及び改善策の検討
	デザイン出願の補正と要旨変更に関する審査事例の研究

2013年 下半期 (11.12)	最近の審判例から見た標章の称号類似判断
	記述的な商標の判断基準に対する指標開発
	性質表示判断に対する事例研究
	英語2文字と業種名称が結合した標章の識別力検討
	造語商標の称号類似判断
	天井直着などデザインの容易創作類型と実態
デザイン保護法第6条第3号に対する審査事例及び改善策の検討	

一方、学会及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計7回開催した。

＜表Ⅱ-1-16＞2013年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2.27.	芸術家名称の商標法上における保護動向関連の考察	チョン・テホ教授
3.28.	米国での商標権共存契約の活用	キム・ホンソク米国弁理士

＜表Ⅱ-1-17＞2013年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
5.10.	韓国と日本のデザイン分類の比較・分析を通じた韓国分類の適正性研究	ホ・ユンミン代理、 (株)WIPS)
6.28.	デザイン審査システムの100%活用	イ・ヨンソク次長、 (LG CNS)
7.4.	韓国と米国のデザイン分類の比較・分析を通じた韓国分類の適正性研究	イ・ジョンミン選任、 (特許情報振興センター)
10.21.	トレンドとデザイン	ナ・コン教授、 (弘益大学)
11.29.	字体開発関連の主要イシュー及び業務への活用法	イ・ヨンジェ教授、 (桂園デザイン芸術大学)

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－18＞2013年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

発刊月	審査参考資料
2013.1.	商標関連の訓令例規集
2013.2.	サービス表審査の細部処理指針及び要領
2013.6.	2013年第1四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.6.	ヘーグ協定(ジュネーブ改正協定)・共通規則・施行細則
2013.6.	ヘーグ協定による産業デザインの国際登録に対するガイド
2013.9.	TM5 商標法の比較
2013.11.	2013年第2四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.12.	2013年第3四半期商標取消差戻し審決事例集
2013.12.	デザイン審査基準
2013.12.	類別の類似商品サービス業審査基準
2013.12.	商品及びサービス業の細目
2013.12.	アルファベット順の類似商品サービス業の審査基準
2013.12.	図形商標の分類指針書

## ハ.評価及び発展方向

特許庁が独自に2013年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2012年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要である。

＜表Ⅱ－1－19＞2013年度顧客満足度調査の結果(審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解し易さ	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切さ
下半期	74.51	74.45	75.14	75.66	78.20	77.37
上半期	71.27	71.25	73.47	74.11	72.50	72.92

特許庁は2014年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

### 3. 商標・デザイン審査インフラの改善

#### イ.商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	ハン・サンギョ
	デザイン審査政策課	行政事務官	チェ・ウンリム

##### 1)推進背景及び概要

##### イ)商標・デザイン審査基準の改正及び審査品質向上策の構築・施行

2013年度商標分野では実際使用している商標に対しては積極的に権利を与え、他人の商標を模倣したり先占する目的で出願した商標に対しては登録を拒絶することで、健全な商取引秩序を確立することに重点を置いて審査方向を設定・運営した。そのため、商標審査基準を改正して使用による識別力認定要件を緩和し、他人の商標を模倣したり芸能人の名称・有名な放送番組タイトルなどを先占して出願した商標は登録できないようにした。また、2013年6月からは価値のある商標、強いデザイン創出を目標に「商標・デザイン審査品質の向上策」を講じて施行した。審査品質向上策は良質な出願を誘導して高品質の審査サービスを提供し、公正で実効性のある権利行使を支援することで価値のあるブランドを創出・育成するために講じられた。

デザイン分野ではデザイン業界のデザイン開発及び取引現状に適した審査サービスを提供し、審査の一貫性を高めるため、デザイン審査基準を改正した。

##### ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に速く慣れるようにするため様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通

じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。そして、商標・デザイン審査局に新しく転入した審査官を対象にオーダーメイド型教育を実施して審査能力の強化に力を入れている。

#### ハ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能であったため、出願人には商標選択範囲の縮小による不満の要因となり、審査官には過剰な検索性数による審査負担の加重要因となっていた。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日からニース分類(NICE Classification)10版に改編した。産業発展の実状に合わせて類似範囲(類似群)を細分化・調整することで商品取引現状との乖離を解消するとともに、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

### 2)推進内容及び成果

#### イ)商標・デザイン審査基準などの改正

商標審査基準では第一、商品の特性を暗示しても直接的に表示するものでない場合は積極的に登録させた。実際このような商標が良い商標であり、企業が使用を希望する商標といえるからである。但し、商品の特性を暗示するものなのか、直接的に表示するものなのかに対する判断が難しい場合があるので、その場合は「同種業界で従事する他人の自由な使用を制限する恐れがあるかどうか」を考慮して判断するようにした。但し、識別力のある他の部分が結合されていたとしても性質表示用語や図形が目立つように表示され、全体的に性質表示として認識できる場合は登録を拒絶するようにした。

第二、アルファベット2文字で作られた商標でも一般需要者に誰の商標なのか広く知られている場合は登録を認めた。例えば「NH」のような場合、これまでは簡単でありふれた標章であるため識別力がないと看做して使用による識別力を獲得する前には登録が不可能であったが、一般需要者が『農協』のブランドであることを充分認知しており、正当な権利者である『農協』が出願した場合は登録を認めたのである。これは正当な商標使用者が実際使用している自分の商標をより簡単に登録できることで活発に営業活動を展開し、未登録による商標権紛争を未然に防げたものである。

第三、使用による識別力の認定要件水準を下げ、実際使用している商標がより簡単に登録できるようにした。使用による識別力は、商品の特性を表したり、簡単でありふれた用語や図形を特定人が一定期間続けて使用することで認知度が高まった場合は権利を与える制度であるが、これまでは使用された商標が著しく知られている場合のみ登録が可能であった。しかし、このような要件を緩和し、ある程度広く知られた場合にも商標登録を認め、地域的な範囲も全国に知られている場合のみならず、商品の特性によって一定地域に広く知られている場合にも使用による識別力を認めた。

第四、他人の商標を模倣して出願したり、商標を先占して使用料を取る目的で出願する場合は登録を認めないようにした。模倣商標は他人の信用を毀損したり商取引秩序を乱す恐れがある。また、健全に使用する目的がなく商標を先占する行為は他人の営業活動を制約し、産業発展にも悪影響を与える。したがって、そのような商標は登録を認めず、また有名な芸能人の名称や放送番組のタイトルなどを模倣して出願した場合も登録を認めないことで、他人の信用に便乗して不当な利益を取ろうとする行為を根絶させるために努めた。

第五、小さなミスや瑕疵で商標登録を受けられないケースが発生しないよう、商標と商品を修正できる機会を拡大した。ミスで商標を間違っただけで記載した場合、一定範囲内で修正を認め、商品名称も同一性の範疇を超えない限り出願人の修正意思を最大に反映した。したがって、商標制度に対する知識が足りない人も小さな瑕疵によって権利獲得に失敗するケースが発生しないよう、出願人観点から審査手続きを改善した。

第六、韓国と知的財産権と関連する条約を締結した国家における商標権者の営業上の代理人や代表者が悪い意図でその商標を模倣して出願した場合、関連法規定を広く解釈して登録を認めないことにした。これまでは代理人が代表者の範囲を狭く解釈し、代理人もしくは代表者でない他人名義で出願した場合は拒絶し難い部分があったが、解釈規定を新設してこのような模倣出願が登録できないようにした。

第七、現状に合わせて合理的な商標使用意思の確認を行った。商標法上で商標を使用していたり、使用する計画のある人が登録を受けることができるが、実際に商標を使用せず、使用する計画もないのにただ先占する目的で出願するケースがかなり多かった。このような問題を解決するため、商標使用意思の確認制度を導入したが、確認対象を画一的に定めたため、実状とはかけ離れ硬直した制度運営になったためにあまり実効性がなかった。したがって、専門性のある審査官が合理的に判断して商標使用事実や使用意思があるかどうかを確認するが、先占目的の出願として疑わしい場合は積極的に使用意思を確認して登録を認めなかった。

デザイン審査基準の改正は以下のとおり完了した。第一、画像デザインの保護範囲が拡大された。従来は同じ画像デザインが携帯電話、カメラ、冷蔵庫など複数の機器に適用されてもデザイン権を獲得するためには物品の用途に合わせて一つずつ出願して登録を受ける必要があった。しかし、2014年からは画像デザインが実現される部品である「ディスプレイパネル」、「液晶標示板」の物品名称で一つ出願するだけで画像デザインに関する権利獲得が可能になった。画像デザインとは液晶画面のような表示部に一時的に図形などが表示されるデザインをいう。画像デザインは一つのデザインが同じ運営体制による複数の機器に適用される特徴がある。このように物品とは関係なく開発される画像デザインを物品別に出願しなければならない不便な点が存在していたため、優先権を主張しながら韓国に出願する場合、基礎出願の物品名称または図面を補正しなければならない手間がかかるのはもちろん、両出願の同一性判断において混乱を招いた。このような審査基準の改正を通じて変化する画像デザインのトレンドに対応しながら、画像デザイン創作の本質も保護できると期待されている。

第二、形態が変化する物品は変化過程が表現されなかったり、変化前・後の過程に一貫性及び統一性がない場合は、1デザイン1出願に反するものとして拒絶するよう明示した。例えば、映画「トランスフォーマー」に登場するロボットのように全く違う形状の自動車に変化するのであれば、たとえ一つの物品であっても別の独立したデザインとして看做すべきであるため、一つずつ出願して登録を受ける必要がある。

第三、文字と関連するデザインの創作性要件を強化した。文字は主に情報伝達の目的で使われるが、審美的なものを表すことに使われる場合はデザイン登録の対象となる。しかし、如何なる創作要素もなく単順に単語や文章を四角形のような外郭形状と結合して「ステッカー」などの物品として出願する場合があるが、これを創作性のあるデザインとして認めるのは難しい。今後単純な文字と周知の形状を結合して全体的に創作性のないデザインを出願する場合は登録が拒絶されるよう関連規定を明確に整備した。

#### ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

##### (1)転入審査官に対する教育の強化

2013年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

<表Ⅱ-1-20>商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官のオーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	商標フォーラム(2回)	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令 教育(2つの課程)

\*教育実績：新規転入審査官オーダーメイド型教育(商標：2回27人、デザイン：2回9

人)

## (2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究會を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では商標と著作権との関係、使用による識別力に対する各国の法理、外国の有名商標保護制度などを、デザイン分野では知財権の観点から見たアップル社のデザイン経営戦略、伝統文様や重装備関連デザインに対する理解など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献できるようにした。

## ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

### (1)審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2012年初に開通した特許ネットⅢが安定の段階に入り、効率的で正確な審査を支援するシステムとして評価されている。但し、一部追加的な機能改善の要求事項やエラーが存在している部分に対しては着実に改善が行われた。まず新しく導入された音・匂い商標など特殊商標に対する正確な審査のために特殊商標専門審査官制を運営したことで特殊商標に対する審査官指定が簡単になり、商標類型の指定が間違った場合は正確な点検が行われるよう改善した。また、通知書に拒絶理由に該当する商品を記載する時、指定商品名称のみならず該当類も同時に記載させ、出願人がより簡単に拒絶理由に該当する商品を確認して補正できるようにした。そして、画面で審査履歴をより簡単に把握できるように補完するなど、審査システムのユーザーである審査官の観点で便利かつ効率的なシステムとして機能するよう持続的に性能を改善した。

### (2)商標審査システムを通じた審査官とのコミュニケーション強化

制度の改善事項や審査システムの改善事項などに対して審査官が自由かつ便利に意見が述べられるよう、商標審査システム上の審査情報共有スペースを改善した。これまでは主に情報伝達機能だけを強調して一方向の資料アップロードや書き込みが可能であったが、そこにコメントが付けられるようにすることで双方向のコミュニケーションを可能にした。また、メニューも多様化して審査指針や制度改善事項などをより簡単に確認できるよう改善した。

### (3)商品・サービス業分類体系の改編

#### (イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改編報告を行い、類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

そして、2012年及び2013年類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正を通じて国際的な基準及び取引現状に適した商品・サービス業分類体系を構築した。

#### (ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編によって商品・サービス業の類似範囲(類似群)が2011年324個から2013年末690個に大幅細分化され、実際の取引現状に合致する商品・サービス業に関する審査が可能になった。

同時に、2013年末に行われた商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示改正ではNice分類上の具体的な商品・サービス業の名称(Alphabetical List)及び実際の取引で使われる包括名称を積極的に導入し、グローバル規範及び取引現状に合致する分類体系を構築した。

また、商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示のハングル商品・サービス業の英文翻訳を商標先進5カ国協議体(TM5)で認める英文名称及びWIPOで認める英文名称を参考にして修正したことで、海外商標出願人の便宜を図った。

#### (4)デザイン分類体系の整備

デザイン出願人の便宜を図ると同時にデザイン分類審査の品質を高めるため、物品の区分表を改正した。主な改正内容は、①分類変更によって28個の分類記号を削除し、②326個の物品名称(修正174個、削除137個、新設45個)を整備した。

### 3)評価及び発展方向

2013年は商標・デザイン審査において重要なターニングポイントとなった年である。これまで審査処理期間の短縮に集中的に力を入れてきたため、機械的・画一的な審査傾向から逃れることができず、市場状況や全般的な出願状況などを深く分析して審査方向を定めることに不十分な面があった。このような問題を認識して審査のパラダイムを審査処理期間中心から審査品質中心に変え、品質管理のための各種施策を樹立・施行した。また、制度改善や審査インフラの構築もこのようなパラダイム転換の延長線上で行われた。特に、健全な使用もしくは健全な使用を希望する商標に対しては積極的に権利を与え、他人の先使用商標を模倣して出願したり、先占する目的で出願する行為に対しては積極的に対処して登録を拒絶するよう審査方向を定めて施行した。

審査業務を行う上で審査システムは最も重要な要素になってから久しく、効率的な審査のためのみならず正確な審査のためにも完璧なシステムの構築は必須である。ま

た、実際の取引状況が多様化し、知的財産権間の境界が曖昧になるなど、時代の流れや環境の変化に伴って審査官には多様かつ幅広い知識が求められているだけに、このようなニーズに応えられる適切な教育プログラムを開発・運営して審査品質を高めることで、出願人に安定的な権利が与えられるように業務を推進していくことが必要である。

## ロ. 商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 カン・キョンホ  
デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

### 1) 推進背景及び概要

#### イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

#### ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の

翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

#### ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

#### ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部である先行デザイン検索などを外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行

デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

#### ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで収集する方式に変わった。

この事業の主な目的は公知デザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公知・公開デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することにある。

#### ヘ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

## 2)推進内容及び成果

### イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

＜表Ⅱ－1－21＞商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
アウトソーシング件数	39,880	36,469	36,018	39,771	50,010
執行額	1,117	1,371	1,394	1,584	2,142

毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務深化教育、調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果アップを図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象に入れ、審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標の検索中心から脱し、審査に必要な全ての資料を調査させるとともに、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門調査員制度を導入した。また、調査分析を専門的に担当する専担審査官制の実施でマッチングされた調査員の調査分析件毎に確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から50%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。

#### ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させ、複数競争体制で運営している。

また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

＜表Ⅱ－1－22＞マドリッド国際商標登録出願DB構築事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2009	2010	2011	2012	2013
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	13,119	12,342	12,572	11,983	13,015
	執行額	303	327	411	402	439
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	177,134	75,341	88,004	83,881	91,105
	執行額	90	67	79	78	86

#### ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。

＜表Ⅱ－1－23＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2009	2010	2011	2012	2013
指定商品分類	アウトソーシング件数	228,065	270,000	375,986	583,815	472,611
	執行額	114	215	301	485	395
図形商標分類	アウトソーシング件数	22,690	43,000	44,133	49,432	48,606
	執行額	115	245	256	295	292

分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類を減らすための対策会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

## ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

一方、特許庁はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方式で事業を進めている。

＜表Ⅱ-1-24＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980
執行額	632	735	593	959	1,448

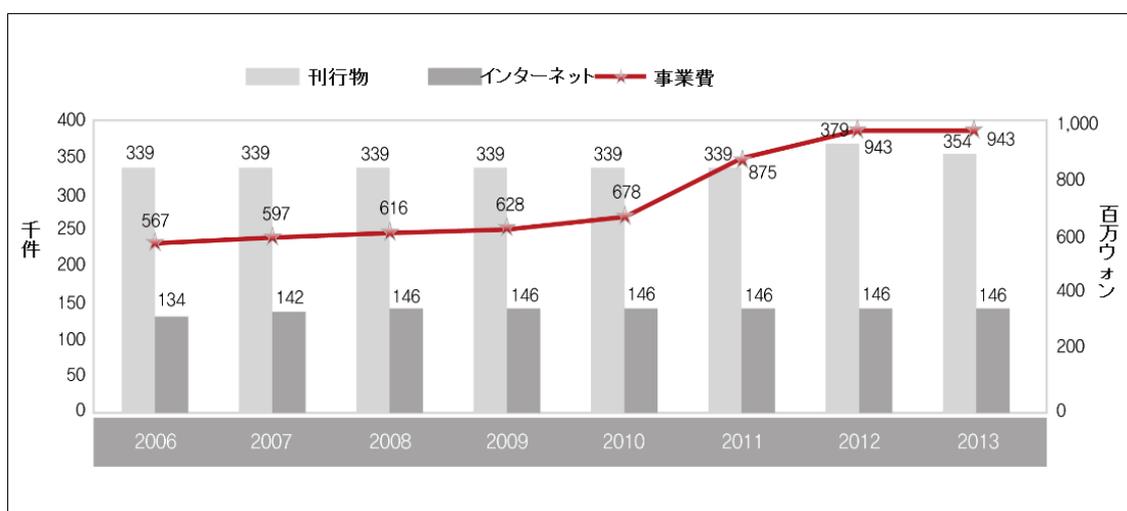
\*2013年度のアウトソーシング件数はFA(First Action)処理基準

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。また、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書品質に対する満足度が2011年93.60点から2012年には95.90点に大きく上昇し、審査品質の向上に貢献した。一方、2013年度には事業の全面的な改編によって課業範囲と品質評価方式が大きく変わり、91.9点を記録した。

## ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-2> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



#### へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2014年1月から第10版が施行されている。ロカルノ分類は行政的な性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協

定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ヘーグ協定に加盟するためである。第二、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追求に適しているためである。第三、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数の約70%水準を外部デザイン専門調査機関に依頼している。

### 3)評価及び発展方向

#### イ)商標調査分析事業

毎年増加している出願件数に対応して処理機関を短縮するためには審査人材の増員が必要であるが、審査人材の増員には限界があるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年まで50%まで拡大することで、審査処理期間の短縮に大いに役立てるよう運営する計画である。同時に、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

#### ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めようという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けるとともに、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

## ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため、分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、調査機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

## ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。一方、2013年度には調査分析事業を全面改編し、審査・審判経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務をサポートさせる専門調査員制度を導入し、調査分析を専門的に担当する専任審査官制の実施でマッチングされた調査員の調査分析件を一つずつ確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務の軽減率が従前15%から50%に高まるなど、事業の効率を画期的に高め、審査官業務負担の軽減を通じて審査処理期間の短縮に大きく寄与した。

アウトソーシング規模は2013年19,980件から2014年21,600件に拡大する計画であり、特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画である。また、最近全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年には50%まで拡大する計画である。同時に、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と独自の品質評価など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

#### ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2013年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別審査資料の収集量を決めた後、毎月納品させたが、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2014年4月基準でデザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-25> 2014年デザイン審査資料の保有状況

(2014.4.2.基準)

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,137,167件	1960 ～	
	実用新案公報	465,306件	1999 ～	月2回
海外	日本公報	1,277,837件	1999 ～	週1回
	WIPO公報	132,166件	1998 ～	週1回
	OHIM公報	567,171件	2003 ～	週4回

	米国公報	209,784件	2002 ～	週1回
	ドイツ公報	163,715件	2006 ～	週1回
	過去の外国公報	676,892件	～ 1999	
その他	カタログ、インターネット	4,153,641件	1980 ～	常時
	画像デザイン	162,190件	2003 ～	常時
	字体	30,841件	2004 ～	常時
計		8,976,710		

\* 審査資料DB総計＝アウトソーシング事業を通じた公知デザイン構築件数(7,072千件)+国内公報+1998年以前日本公報件数

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,240,593 件	1960～	
	実用新案公報	470,187 件	1999～	月 2 回
海外	日本公報	1,320,872 件	1999～	週 1 回
	WIPO公報	151,971 件	1998～	週 1 回
	OHIM公報	630,821 件	2003～	週 4 回
	米国公報	247,121 件	2002～	週 1 回
	ドイツ公報	219,942 件	2006～	週 1 回
	過去の外国公報	676,892 件	～1999	
その他	カタログ、インターネット	4,221,038 件	1980～	常時
	画像デザイン	172,994 件	2003～	常時
	字体	31,416 件	2004～	常時
計		9,383,847		

#### へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、2014年4月1日ヘーグ協定に加盟してデザイン分類体系を整備するなどシステムを整えつつある。一方、デザイン物品分類は専門調査機関に70%程度アウトソーシングを依頼しているため、専門調査機関内に分類

専門家を指定・育成して国際デザイン物品分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

#### 4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

##### イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンヒ

##### 1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

##### 2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓

国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4ヵ国(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催を成功させるなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

### 3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2013年度TM5議長国としてスムーズに役割を果たすことでプレゼンスを高め、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進することで、韓国が特許と商標分野において名実共に知的財産分野のG5になったことを対内外に知らしめる予定である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。

#### ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ホボム

## 1) デザイン法条約(Design Law Treaty、DLT)

### イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

### ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しくは改正中である。特に、2014年7月1日施行予定であるデザイン保護法の全部改正案には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供すると

いう趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける出願人の便宜を図るために国内法の改正が求められている。

#### ハ)今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は条約履行による影響分析及び途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であった。しかし、2012年9月WIPO総会は上記の問題を解決するために努力するようSCTに勧告し、SCTはDLT導入による影響分析に対する研究を補完して再び調査・分析するとともに、途上国支援に向けた内容を条約案に反映する方法を模索している。それによってDLT採択に向けた外交会合の開催可能性も高まりつつある。特に、まだ争点となっている途上国への支援問題が重点的に議論される予定であるので、韓国も積極的に同議論に参加する予定である。

### 2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

#### イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、競争力を備えた韓国企業のデザインを海外で簡単かつ迅速に保護する必要性が増大しつつある。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方法に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

#### ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定はWIPOに一つの出願書を提出することで複数の指定国に出願する効果

が得られるデザイン国際登録に関する条約であり、1960年改正協定と1999年改正協定で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易くするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブで改正された協定に加盟することを確定した。

特許庁は2009年ヘーグ協定の導入に向けてデザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーを開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年にはWIPOとの二国間会議を開催して条約加盟と関連して両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も地道に展開した。そして、ヘーグ協定を反映して改正されたデザイン保護法が2014年7月1日施行される予定である。

このような努力に基づいて2014年4月2日ヘーグ協定加盟寄託の依頼を完了し、7月1日ヘーグ協定による国際デザイン出願制度が施行される予定である。

#### ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案として設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて整備する必要がある。

また、実際に制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには先に

制度を理解しておく必要がある。特許庁は今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大にするため、韓国が多く出願しているものの未だに協定に加盟していない米国、日本、中国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などにおいて共同で対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会合及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく計画である。

### 第3節 審判分野

#### 1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 シン・ジュンホ

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が行っている。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する審判で、請求人だけが存在する「決定系審判」と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で請求人と被請求人が存在して当事者対立の構図を取る「当事者系審判」に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

最近知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、韓国の場合2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加傾向にある。2013年の審判請求件数は13,014件で前年比11.8%減少したが、これは審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入によるものであり、上記の制度が安定する2015年以後には審判請求件数が持続的に増加すると見られる。

<表Ⅱ-1-26>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2009	2010	2011	2012	2013
審判請求 件数 (増加率)	特許 実用新案	11,389 (△13.4%)	9,829 (△13.7%)	10,137 (3.1%)	10,441 (3.0%)	8,447 (△19.1%)
	商標	4,194	4,043	4,293	4,306	4,567

	デザイン	(△26.7%)	(△3.6%)	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)
	合計	15,583 (△17.4%)	13,872 (△11.0%)	14,430 (4.0%)	14,747 (2.2%)	13,014 (△11.8%)

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-LG間の2次電池特許紛争(2011.12)、サムスン-LG間OLED特許紛争(2012.9)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの傾向にある。

<表Ⅱ-1-27> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
侵害1審	70	74	129	184	418	1,371
侵害2審	25	28	41	54	47	56
最高裁判所	6	8	14	14	15	9

\* 出処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2011年20ヶ月から2012年16ヶ月に4ヶ月短縮したことで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するために持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審

判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、審判処理期間を2016年6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2013年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を9.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成及び審判官欠員の最小化などを通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を前年比0.5ヶ月短縮し、特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり、口述審理もまた民事裁判所水準に拡大施行(2007年161件→2013年879件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－28＞ 審判官の定員と審判処理期間

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	65	65	65
	商標・デザイン	23	23	23	23	23	23	23
	合計	88	88	88	88	88	88	88
審判処理期間(ヶ月)			5.7	8.0	9.9	9.5	9.0	8.5

\*2012年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本16月/6月、米国23月/11月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許裁判所の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2012年16.5%から2013年15.3%に1.2%p減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2013年20.9%で2012年の22.8%より1.9%p減少した。特許裁判所における審決取消率が2007年以後持続的に減少していることは審判品質の向上に向けた特許裁判所の地道な努力の結果とも言える。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2013年33.6%で2012年36.1%に比べて2.5%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2013年9.9%であり、これは最近5年の平均破棄率の10.3%に比べて低い数値である。

## 2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	行政事務官	チョ・ゾンホ
		行政事務官	シン・ジョンオク
		工業事務官	イ・カンヨン

### イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵と浮上しつ

つあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、適正な審判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2008年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から品質に変え、審判品質の向上に向けて品質と連携した評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官の専門性強化などに大きな努力を傾けた。審判品質を持続的に高められるよう審判院の中・長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1)審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

##### イ)審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン・機械・化学・電気など5つの分野で構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が評価委員として参加し、四半期毎に1回開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が確定された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を宣告した事件を即時に評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定した。また、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活

用した。

#### ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として判例評釈を公募した。従来は公募対象が特許庁全職員であったが、2012年からは外部までその対象を拡大した。2007年から2013年まで特許庁の審査・審判官、ロースクール在学生などが提出した判例評釈の累計件数は計173件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から42件を優秀判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識として共有している。

＜表Ⅱ－1－29＞2013年判例評釈公募の結果

等級	評釈テーマ	所属	受賞者
最優秀	均等侵害要件のうち、「課題解決原理の同一性要件(第1要件)」及び「置換可能性要件(第2要件)」の判断方法に関して	最高裁判所派遣	キム・ピョンピル
優秀	商標法上、位置商標の認定と関連する争点考察	複合デザイン審査チーム	イ・チョルスン
優秀	均等侵害の判断要件(作用効果の同一性を中心に)	エネルギー審査課	チョン・ソンウン
奨励	均等論における課題解決原理の同一性考察	半導体審査課	パク・ソンホ
奨励	位置商標を商標の一類型として認めたことと関連して	産業財産調査課	イ・ビョンヨン
奨励	位置商標を商標の一類型として認めたことと関連して	高麗大ロースクール卒業生	チェ・キソン

#### ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、

最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウを審査官・審判官に充実に伝えるため、裁判所勤務結果発表会を毎年開催している。多くの関心と参加の中で裁判所勤務経験者が発表すると、評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－30＞2013年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	発明の同一性に関する3重的な判断基準の考察	最高裁判所	シン・ドンファン
優秀	進歩性判断における事後的考察	特許裁判所	パン・ヨンビョン
優秀	特許侵害訴訟の判断構造及び事例の紹介	ソウル地方裁判所	イ・ジェソク

## 2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

### イ) 審判官等急制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を新規審判官、前任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。前任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は前任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から前任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

### ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2013年からは審判官の自由に任せて審決文読会を実施している。発表する該当審判官が審決文全般に対する十分な事前検討及び発表を行うと、特許審判院長を始め各分野の審判長が積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

#### ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2012年5月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2008年から2011年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

### 3)審判官の養成及び教育課程の充実化

#### イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審

判院OJT課程を設けた。指導審判官との1:1マッチングで教育対象の審判事件を選定した後、審判合議体の合議に向けた合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

#### ロ)審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用することで活動を活性化させた。本学習は2013年1年間593回施行された。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年以降は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2013年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2012年より多少低下した。また、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2011年に比べて改善された。これ

は2009年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

＜表Ⅱ－1－31＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013
審決取消率(%)	23.6	21.3	22.6	22.8	20.9
提訴率(%)	15.2	15.7	17.3	16.5	15.3

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に推進する予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。そして、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員、弁理士、ロースクール学生から弁護士まで拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞金等を他機関の公募展水準まで引き上げ、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に役立てる予定である。

### 3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チェ・テソップ

#### イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)合議体の審判部の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。同時に、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを運営している。

特に、2013年には特許紛争の迅速・正確な解決の核心手続きである特許審判口述審理を行うため、ソウルなどにいる審判当事者たち(代理人を含む)が大田にある特許審判院に直接訪問しなければならない不便を解消するという目的で、大田審判廷とソウル審判廷(ソウル駅三洞の特許庁ソウル事務所)間の「遠隔映像口述審理システム」の導入を推進した。それによって2014年上半期から映像でも口述審理が可能になり、まず映像を通じた証拠物の確認や争点の把握が相対的に容易な商標分野口述審理と特許・実用新案技術説明会を対象に6ヶ月間試験的に運営し、顧客の不便を最小化するためのシステム補完を経て2014年下半期からデザイン、特許・実用新案分野の口述審

理まで徐々に拡大していく計画である。

<図Ⅱ-1-3> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



## 2) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関係者及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

## 3) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。審判当事者が口述審理過程で不便なところはなかったのか、四半期毎に口述審理満足度を調査するアンケートを実施し、その結果として出た顧客の意見を反映し、2013年審判廷の天井型冷房機の設置、審判事件技術説明会場の拡張など顧客にやさしい審判環境を大幅整備した。このような持続的な環境改善で、2006年特許審判手続きに口述審理を導入した後、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2013年879件と大幅に拡大された。

<図Ⅱ-1-4>当事者系口述審理が行われる審判廷



#### ハ. 評価及び発展方向

2013年は口述審理が本格的に施行されて4年目になる年で、裁判所からは特許審判院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、特許路システムなどを通じて速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2013年78.3%へと徐々に増加し、特許審決に対する特許裁判所の取消率も2008年23.4%から2013年21.4%に低下するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に出前口述審理教育を拡大し、遠隔映像口述審理を徐々に特許・実用新案分野へと拡大していくなど顧客の

不便を最小化する一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げる予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化に向けた制度改善に取り組んでいく予定である。

## 第4節 審査評価制度の運営

### 1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ク・ボンギョン

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務の品質を高めるため、審査官の審査結果に対する審査評価制度を運営している。

審査評価制度を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく実行されているのかをモニタリングすることで、審査ミスを防止するとともに審査業務に対する補完事項を探し出して改善することで、顧客に高品質の審査サービスを提供している。

特許庁は1984年から始まった審査評価制度をさらに発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価は主に審査品質担当官室の評価官によって行われ、評価官は特許・実用新案・PCT分野の評価官と商標・デザイン分野の評価官で構成されている。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織図



特許庁は審査評価を通じた品質管理の他にも統計的な審査品質管理、ポジティブ審査の実施など審査品質管理のための多角的な努力を傾けている。

## 2. 審査評価制度の運営

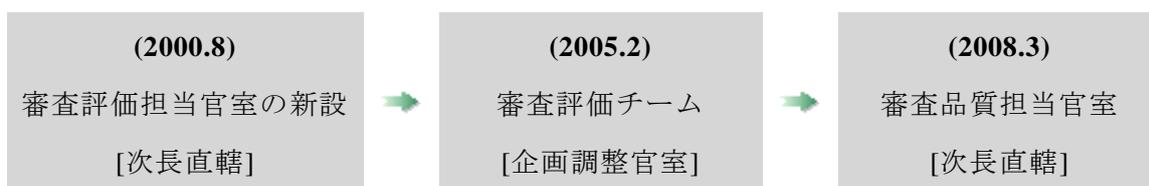
審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

### イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、補完事項を発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供するためのものである。

審査評価の客観性や公正性を高めるため、2000年8月に独立部署として次長直轄の審査評価担当官室を新設し、常時審査評価を遂行している。2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するため、経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。

<図Ⅱ-1-6> 審査品質担当官室の組織沿革



### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16名)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評

価指針に基づいて評価が行われる。公正かつ透明な審査評価のために2009年に審査評価書類フォルダーから審査官関連情報を削除したブラインド審査評価システムを導入し、2011年から上記のブラインド審査評価の電算化を推進して全評価過程において審査官関連情報が完全に削除されたブラインド評価システムを運営している。

審査評価の結果は審査部署の組織成果、優秀審査官褒賞、審査官昇級などに反映され、審査官の成果評価と昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

#### イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別に3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単独審査官が半期別に20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。評価の主な内容である特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算システムを通じてランダムサンプリングする。

2013年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は617人の審査官を対象に1,704件を、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に2,201件を、PCT報告書は962件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合645人の審査官を対象に1,765件を、商標・デザインの場合は126人の審査官を対象に2,252件を、PCT報告書は970件を評価した。

2013年度審査エラー率と関連して、特許・実用新案分野は2013年全体審査終結件の約2%に該当する評価件(3,469件)を抽出・評価して34件(1.0%)が審査エラー件と評価され、商標・デザイン分野は4,453件を抽出・評価して11件(0.2%)が審査エラー件として評価された。

また、最近5年間特許審査エラー率状況を見ると、2008年1.4%であった審査エラー

率が持続的に改善されて1%水準で維持されていることから、特許庁の審査品質が安定化していることが分かる。

#### ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終了した件に対して評価を行う方式で、特許・実用新案の場合は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザインの場合は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を進める。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶した件を一定比率に分けて電算システムを通じてランダムでサンプリングする。

2013年度には審査課長の品質管理機能を強化する意味で他課長評価件を拡大し、上半期に特許・実用新案の場合は617人の審査官を対象に1,112件、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に677件を評価した。下半期の評価では特許・実用新案の場合645人の審査官を対象に1,166件を評価し、商標・デザインの場合は126人の審査官を対象に671件を評価した。

#### 2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質を代弁する主要指標に重要度別に加重値を付与し、該当指標の目標値対比達成度を計量・複合的に算出した値である。本指数は単一指標だけでは診断が困難である審査品質の全般的な状況を一目で一括して把握するため、2000年に初めて導入され、これまで審査品質における総合的な状況変化の測定に活用されている。審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために2003年度(1次改正)、2007年度(2次改正)、2011年度(3次改正)にわたって一部指標と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための細部指標は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の請求率、請求項削減率、拒絶理

由の受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い細部指標は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与え、残りの指標はその重要性によって異なる加重値を与えた。各指標の目標値は審査品質の全般的な右肩上がりの傾向を考慮して最近2年間達成率の平均値に設定し、達成度は2年間実績の標準偏差に対する半期実績値の変動比率で算出した。

一方、商標分野の審査品質水準を総合的に診断するため、2013年下半期から商標分野総合品質指数を新しく開発した。商標分野の細部算定指標としては特・実分野と類似した形で審査評価表の平均得点、商標出願人の満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の請求率、異議申し立て率及び拒絶理由の受容度の計5つの項目で構成して測定を行った。

特・実分野の総合審査品質指数は2012年の場合は目標に比べて2.6%足りない97.4点を記録したが、2013年は目標に比べて0.7%超過した100.7点を記録し、累積品質では2005年に比べて17.5%改善されたものと測定された。商標分野の場合は2013年目標に比べて4.0%超過達成した104.0点を記録し、指標別現状調査資料を根拠に基準年度を2011年度に設定する場合は2013年に累積品質が6.2%改善されたものと測定された。

<表Ⅱ-1-32> 2013年度特・実分野の総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2013年目標(点)	2013年結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.59	99.54
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	72.27	72.75
拒絶決定不服審判の請求率	10	15.36 以下	11.89
登録決定件に対する請求項削減率	10	14.29	14.36
拒絶理由の受容度	10	21.55	17.14
総合審査品質指数	-	100	100.7

<表Ⅱ-1-33> 2013年度商標分野の総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2013年目標(点)	2013年結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.55	99.69

審査品質満足度アンケート調査の結果	15	70.96	73.22
拒絶決定不服審判の請求率	10	6.73 以下	5.51
異議申し出率	10	2.49	1.94
拒絶理由の受容度	10	77.02	78.91
総合審査品質指数	-	100	104.0

### 3) 観点別評価方式の拡大適用

特・実分野にだけ適用していた評価観点別の等級基準を商標、デザイン及びPCT分野にも拡大適用することで、審査評価の正確性及び客観性を高めるための試みを図った。そのために2012年下半期に評価観点別の等級基準表を開発し、2013年初めには開発された観点別等級基準表の電算化を推進し、2013年下半期の評価では全審査分野に対して電算化された評価観点別等級基準を活用して審査分野別に定量的測定及び分析を行った。

<表Ⅱ-1-34> 特・実、商標、デザイン及びPCT分野の評価観点別等級基準表

区分	審査分野	評価観点(案)
新規基準	特・実	①手続きの効率性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	商標	①手続きの効率性、②識別力判断の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	デザイン	①手続きの効率性、②成立要件及び工業上の利用可能性判断の正確性、③検索の充実性、④顧客志向性
	PCT	①手続きの正確性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、④報告書記載事項の充実性、⑤顧客志向性

2013年下半期特・実分野の評価観点別分析では検索の充実性を除く他の観点で全般的な上昇傾向が見られた。新しく適用した商標及びデザイン分野の評価観点別分析結果は手続きの効率性観点で両分野ともに最も優秀であることが分かった。PCT分野は評価観点の中で報告書記載要件の充実性観点が低いことが分かった。

### 4) ポジティブ審査制度の施行

創造経済を牽引する強い特許創出支援に向けた審査品質管理方案として審査評価指針及び評価観点別等級基準表の全般的な改正が推進された。

改正の主な方向は特許品質に影響が少なく審査の負担となっている要因は削除または緩和し、消極的な審査慣行から脱して最適な権利範囲を提示するなどの積極的かつ能動的な審査サービスとして作用する要因は強化する方向で進められた。具体的に請求項別審査を要求していた通知書記載要件、請求範囲の形式的なミス要件及び拒絶理由の通知回数と関連する項目に対しては評価を緩和し、妥当な補正方案の提示、出願人とのコミュニケーション強化、先行技術検索の充実化と関連する項目は評価を強化する方向で推進された。これを通じて強い特許創出に向けた積極的な審査パラダイムの安定的な定着及び既存審査評価の限界を補完する効率的な審査品質管理が行われる評価システムを構築した。

審査評価指針の全般的な改正に伴う審査評価の細部運営においても拒絶理由の一貫性項目の削除、通知書作成要件の緩和、補正方案提示の加点要件の強化、先行技術検索履歴の義務付け、形式的な記載要件の評価緩和などを考慮した品質管理を推進していく計画である。

#### 5)着手評価及び統計的な品質管理の推進

審査が終わった処理件を対象に品質を測定する事後評価の他にも審査が始まった着手処理件に対する品質測定を毎月行っている。着手評価はリアルタイムな審査品質の動向把握と審査終結前のミス予防及び修正が主な目的であり、2012年から本格的に実施し、毎月着手件の1～2%をサンプリングして審査評価指針に基づいて評価を行っている。

毎月審査着手件に対する評価結果とともに毎月審査着手件、着手登録率、登録率、先行文献添付率、拒絶決定不服審判請求率などの変化の推移を総合的に分析しすることでリアルタイムに審査品質の動向を把握し、エラー率などが一定水準以上に増加する場合はエラー増加の原因を分析して対策を講じることで審査品質を早期に安定させ

るよう誘導している。

2013年にはモニタリング及び動向把握水準で推進していた着手評価結果を審査部署に毎月フィードバックすることで再検討が必要な評価結果の事後措置を誘導し、審査部署では類似するエラーの事例が繰り返して発生しないよう部署別に予防教育を行うことで、予測可能で安定的な予防中心の品質管理を目指して運営している。

また、審査評価と連携した品質支援のために2013年下半年から四半期毎に審査官の個人別全数処理件に対する無効率、取消差し戻し率及び登録率をIPC別に比較・分析して審査部署にフィードバックするなど審査品質の管理領域を多様化した。

#### ハ．評価及び発展方向

2013年度商標・デザイン分野の審査エラー率は0.2%で、2012年度の0.5%に比べて0.3%P減少し、特許・実用新案分野は2013年度1.0%で2012年度と同じ水準であった。商標・デザイン分野の品質改善は審査物量の減少、審査指針の改正及び審査関連電算システムの改善によるものと分析され、特許・実用新案分野は2013年下半年特・実審査組織の改編及び2012年下半年の審査処理物量の増加の影響にもかかわらず品質中心及び予防中心の審査処理の効果によって例年と類似する水準の審査品質が達成できたと分析できる。

審査品質の総合的な品質水準を把握するための総合審査品質指数では特・実分野及び商標分野、ともに目標値を上回る結果を獲得した。また、加重値を考慮した指標別達成度で特・実分野は拒絶決定不服審判請求率が大きく改善され、商標分野は出願公告に対する異議申し出率が改善されたものと分析された。

審査環境の変化による品質水準の変動をリアルタイムに診断・対応するための着手評価制度は2013年から予防中心の品質管理施策として活用された。今後着手評価制度をさらに拡大・強化して顧客に優しいポジティブな審査慣行を安定的に定着させ、予防中心の品質管理体系に貢献することで、品質管理の効率性を高めるとともに高品質

の審査サービスを提供することが可能になると判断される。

また、定期評価、着手評価を活用した品質管理の他にも2013年に新しく導入された審査課長による審査終結前評価制度を強化することで、基礎単位品質管理の主体である審査課長の役割を拡大し、これを通じて審査全周期にわたる品質管理を推進する計画である。

2014年には強い特許の創出支援に向けた審査サービスの提供という新しい審査パラダイムに対応して既存の消極的な審査慣行から脱して最適な権利範囲を提示する積極的かつ能動的な審査が提供できるよう、評価と統計を活用した総合的な品質管理を推進する予定である。

一方、内部的な品質管理の強化及び外部顧客に対するポジティブ審査の推進と同時に、韓国特許庁の審査品質に対する対内外の信頼を高め、国際的な公信力を確保するため、特許庁の審査品質管理業務に対するISO国際認証も推進する計画である。

### 3. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

#### イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急増していることから、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開

発支援などを通じた持続的な品質向上に向けた努力が求められる。

審査業務は特許庁において最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会及びその他説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位として、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するために2011年に初めて施行された。パート別審査能力に対する長所・短所を比較・分析し、パート別の状況に適した審査能力強化方法を提示することで、自律参加であるにもかかわらず参加率が持続的に増加しつつある。2013年上半期の場合は全体審査パート対比参加率が86%で、2012年下半期の72%より14%p上昇した。2013年下半期の場合は特・実審査部署の組織改編によってパート別オーダーメイド型説明会が開けず、そこで全体説明会を通じて評価結果及び審査評価運営方を審査部署に伝えた。

<表Ⅱ－1－35>2013年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

審査局	上半期			下半期	
	審査パート数	申請パート数	申請率(%)	審査パート数	
商標デザイン	23	19	83	23	審査部署の組織

機械金属建設	35	27	77	35	改編によって全体説明会で代替
化学生命工学	36	31	86	36	
電気電子	24	24	100	24	
情報通信	28	25	89	28	

審査パート別オーダーメイド型説明会の他にも在宅勤務者向けの品質診断説明会を開催し、非在宅審査官と比べて在宅審査官のエラー比率やエラー類型などはどうなっているかに対する具体的な結果及び事例を伝え、在宅勤務者の審査能力強化を支援した。

また、2013年からPCT外部調査事業の納品報告書品質を高めるため、外部調査機関の調査員に対するオーダーメイド型説明会を新しく導入した。本調査機関説明会ではPCT分野の審査評価基準、国際調査報告書及び見解書の品質を高めるための主な点検事項、エラー類型別事例及び調査機関別の評価結果を提供し、機関別の強み・弱点の分析を通じて調査員のPCT審査能力が高められるよう推進した。

この他にも研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT教育課程など審査能力を高めるための職務教育に審査品質管理と関連する教育を盛り込むことで、審査業務の水準別・分野別教育が適時提供できるように推進した。

## 2)その他支援事項

半期別オーダーメイド型説明会を通じた能力強化支援の他に毎月推進する着手評価結果を毎月審査部署にフィードバックし、該当エラー件の修正とともに類似するエラー事例が再発しないように審査部署に関連内容を共有・伝播することで、審査能力の強化を図った。

また、内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別エラー事例及び優秀事例を類型別に分類して周期的に掲載し、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営して審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確

認して解決できるように支援することで、審査品質を高めるための能力強化がスムーズに行われるように取り組んだ。

#### ハ. 評価及び発展方向

半期別に累積測定された審査パート別の品質水準に対するオーダーメイド型分析結果を提供し、評価者(評価官)と被評価者(審査官)間のリアルタイムな意見交換の場を設けた審査パート別オーダーメイド型説明会は基礎単位の審査能力を効果的に強化することで審査品質の向上に貢献したものと評価されている。最近の説明会を通じて新しく提起される品質管理の方向などを優先的に審査部署に詳細に提供し、品質生産主体の具体的な意見を収集する機会としても活用している。

また、2012年に開発して2013年から全審査分野の評価観点別定量的水準を測定するのに活用した『評価観点別の等級基準』結果を個人、パート、審査課、審査局、庁単位の分類して各測定単位の審査能力水準及びオーダーメイド型能力強化方法を支援することで、具体的かつ細分化された能力強化が可能になると予想される。

評価結果の様々なフィードバックを通じた能力強化の他にも2013年下半年から推進した審査官個人別の全数処理件に対する無効率、取消差し戻し率及び登録率結果に対する審査部署フィードバックは審査評価の限界を克服する効率的な品質管理方案であり、今後審査評価とともに審査品質向上に向けた主な品質管理手段として活用していく計画である。

## 第5節 出願、登録など方式審査分野

### 1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン  
 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン  
 登録課 工業事務官 パク・ソンヨン

方式審査処理期間目標制の施行によって2013年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善、新規転入者に対する1:1密着指導、知的財産権登録実務指針の発刊などの努力を持続的に傾けた。

＜表Ⅱ-1-36＞方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,185,905	1,185,881	99.99%
国際出願	28,648	28,642	99.98%
登録	685,591	685,521	99.99%
合計	1,900,144	1,900,044	99.99%

知的財産権を出願する時に出願人がエラーなく簡単に願書が作成できるように書式作成機の使用法、書式作成事例など出願ソフトウェア書式作成機ヘルプサービスを提供した。また、手数料の免除または減免を申請する際は手数料免除対象の要件を案内し、証明書類の見本を提供するなど特許路の手数料免除及び減免サイトも改編した。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願エラー通知事例調査分析を通じてエラーを減らすための改善事項を発掘した。

登録分野では特許(登録)証の再交付を可能にし、オンラインで申請してリアルタイムで登録証が発行できるサービスを実施した。また、登録申請書のエラーが差し戻し

項目に該当する場合は補正機会を与えず直ぐ差し戻していたのを、申請人の不便を減らすために「特許権などの登録令」を改正して重大なエラーでない場合は方式審査官が職権で補正できるように変えた。そして、権利者の不注意によって特許料を未納して権利が消滅することを防ぐため、特許料納付案内書を正常・追加・回復納付期間にわたって3回発送しているが、二重権利者の特許料に対する不満を解消するため、特許料の追加納付案内を一般郵便発送から登記郵便発送に変えて案内を強化した。

## 第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

### 1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院してから世界的な知的財産専門家を養成するため様々な努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。審査・審判官の能力を強化して世界最高の審査・審判サービスを提供するため、討論を通じた実務就寝の知的財産専門教育を実施しており、一般人のための知的財産課程、青少年向けの発明体験課程など様々な教育課程を運営している。

まず、特許庁公務員の基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。2013年度は特許、商標、デザインの各分野で審査事例研究(基礎・高級)課程、審決・判例研究課程、PCT(基礎・高級)課程、先行技術調査課程、外国の知財権制度課程など計43課程で1,526人に対して教育を実施した。また、新技術教育課程を運営して技術各分野に新しく登場している技術とトレンドに対する63課程1,575人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に全国民がe-ラーニングを通じて手軽に知的財産教育が受けられるようにしており、IP-R&D教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。また、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2013年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など計151人の外国人教育を実施した。その他にWIPOと共同で中国、インド、ベトナム、

タイ、フィリピンなどアジア・太平洋地域14カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

## 2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

### イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標として、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

### ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究、分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価を実施している。また、現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成しているとともに、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実

施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

そして、国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して実務能力を高めている。また、審査・審判経歴などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-37>教育訓練状況(2013年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育 日数	修了 者数	課程名	教育 日数	修了 者数
新規公務員職務教育(1期)	5	17	審査事例研究(3期)	3	36
PCT 審査(基礎)教育(10期)	2	34	知的財産権の技術事業化(1期)	2	73
商標法(争点と事例)(14期)	3	28	Power point(5期)	3	34
民事訴訟法(争点と事例)(9期)	4	22	審判決例研究課程(13期)	3	62
人的資源開発課程(1期)	2	22	中堅審査官課程(24期)	7	78
Excel(基礎)(3期)	3	26	デジタルカメラと Photoshop の活用(5期)	2	20
特許法(争点と事例)(16期)	3	92	Social Network 課程(1期)	2	35
デザイン保護法課程(争点と事例)(8期)	3	26	明細書及び請求範囲の解釈(4期)	2	27
民法の理解(9期)	2	30	民事訴訟法(9期)	3	16

新規審査官課程(41期)	20	89	特許法理論(17期)	3	60
審判訴訟制度(6期)	6	23	広報企画能力向上(1期)	2	24
外国の知的財産権制度課程(3期)	3	18	動画制作活用(1期)	3	17
デジタルカメラとPhotoshopの活用(4期)	2	45	審査官課程(32期)	8	39
不正競争防止及び営業秘密保護の理解	2	46	商標法理論(14期)	3	49
特許民法(2期)	3	24	デザイン保護法理論(9期)	3	37
文書作成能力向上(3期)	3	25	ハングル(中級)課程(1期)	2	23
新知的財産権課程(4期)	3	27	Excel 高級課程(4期)	3	17
特許法(イシューと争点討論)(1期)	2	73	知的財産権専門教授養成課程(4期)	2	9
商標法(イシューと争点討論)(1期)	2	30	審査事例研究高級(3期)	3	20
デザイン保護法(イシューと争点討論)(1期)	2	24	新知的財産権課程(5期)	2	32
著作権法の理解(1期)	2	54	知的財産権現場の声課程(特講)	2	32
審査指導(2期)	1	11	計	140	1,526

#### ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

### 3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 チョン・ムチョル

## イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な試みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培訓中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

## ロ. 推進内容及び成果

2013年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でインドネシア、ヨルダン、ケニアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でアフリカ地域(OAPI-フランス語圏のアフリカ知的財産機関)の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・OAPI知財権教育課程を運営するなど、計10回、151人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,446人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2013年10月22日から24日まで中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域14カ国の知的財産権政策担当者及び関係者21人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「各国特許庁の歳入及び財政の予測」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じてIP機関の出願、更新及びその他収益創出サービスの事業予測と所要費用の予測、歳入と支出モデリング設定方法を通じて効果的な財政予測方向を模索する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2013年9月3日にソウルで開催された第4回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、e-ラーニングコンテンツの共有及び講師派遣に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2013年9月4日韓国知識財産センター0で関係機関、企業、弁理士など100人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する場を設けた。また、3国間協力とは別途に、中国・日本の研修機関の業務特性を考慮しながら各国の関心事に焦点を当てることで

日本、中国との二国間協力もまた強化している。2013年の場合、9月3日から4日までの二日間、韓・日、韓・中の業務協力会議を開催し、民間分野の知的財産教育方案など両国間の知的財産権教育協力に向けた多様な議論が行われた。12月10日には中国北京に位置する中国知的財産権培训中心で韓・中研修機関間の業務協力に向けた会議を開き、韓・中共同セミナーの開催、講師派遣、両国相互進出企業を対象にした教育プログラムの運営、e-ラーニング教育協力などに関して議論し、e-ラーニングコンテンツ及びテキスト保有リストの交換、テキスト交換など韓・中・日の3国合意に関する後続措置を履行した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2013年にベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。9月24日から4日間、ベトナム特許庁の特許審査官10人を対象に韓国の特許制度及び審査システムに対する課程を運営し、11月5日から4日間はベトナム特許庁の商標審査官25人を対象に韓国の特許法と制度に対する教育課程を運営した。また、湾岸協力会議特許庁(GCCPO)との知財権分野業務協力及び外交増進の一環として特許審査官教育の運営に合意(2012年3月)し、8月26日から4日間GCCPOの特許審査官9人が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど7つのテーマで研修を行った。

#### <図Ⅱ-1-7> 2013年知的財産教育分野における国際協力

WIPOア・太地域セミナー

韓・中研修院業務協力会議



#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2013年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための講師派遣型課程、PCT能力強化及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

<表Ⅱ-1-38>2013年国際セミナー及び外国人向け教育の状況

教育課程	訓練の内容	教育日程	教育人数
WIPO 協力課程	WIPO 特許法・特許審査課程	2013.3.5.～3.14.	15
	WIPO 商標法・商標審査課程	2013.4.17.～4.26.	19
	WIPO デザイン法・デザイン審査課程	2013.6.11.～6.14.	13
	WIPO Summer School	2013.7.1.～7.12.	14
	WIPO ア・太地域セミナー	2013.10.22.～10.24.	21
KOICA 協力課程	KOICA-OAPI 知的財産制度課程	2013.7.25.～8.10.	16
途上国 オーダーメ イド型	GCCPO 特許審査官課程	2013.8.26.～8.29.	9
	ベトナム特許審査官課程	2013.9.24.～9.27.	10
	ベトナム商標審査官課程	2013.11.5.～11.8.	25
その他	IP5 審査官共同研修課程	2013.12.3.～12.6.	9
国際協力	韓・中・日知的財産共同セミナー	2013.9.4.	100

セミナー			
------	--	--	--

## 第2章 特許行政情報システムの高度化

### 第1節 概観

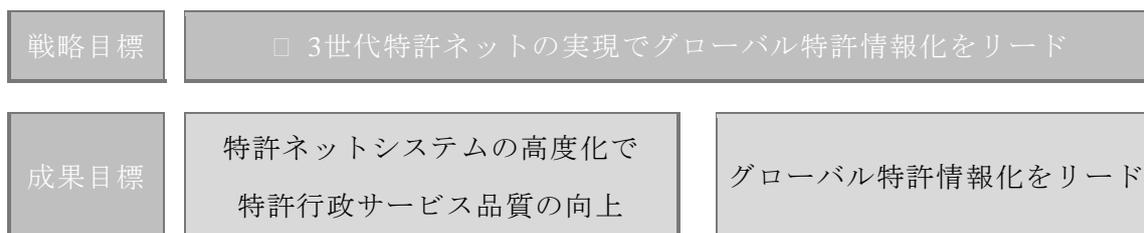
情報顧客支援局 情報開発課 技術書記官 ポク・ジンヨ

1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつハイレベルなニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPOなどとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を1段階完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)構築の推進、モンゴル・アゼルバイジャン・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力などを通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-2-1>戦略目標の体系図





## 第2節 特許行政情報システムの開発

### 1. 3世代特許ネットシステムの構築

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指して推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

#### イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を段階的に進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進した。

#### ハ. 主な推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが

簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率をアップするために24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

## 二. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、IIシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政

情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。今後は多様なユーザーニーズに対するオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、ヘーグ協定加盟など知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

## 2. 未来型検索システムの高度化

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

### イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に探せるように構築された情報検索システムで、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関(一部)が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように無料で提供する検索システム(特許情報ネット、KIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及び特許情報ネットKIPRISシステムに対する高度化を持続的に推進し、検索サービスを利用する審査官及び国民の情報アクセスに対する言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めている。2013年には特許情報ネットKIPRISに韓→英の機械翻訳システムを構築して国内外ユーザーに無料提供することで韓国技術の海外保護機能を強化し、知的財産情報の提供範囲を持続的に拡大することで高品質の審査基盤を整えた。

<表Ⅱ-2-1> 2008年～2013年検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008	・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目)
	・ 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化
	・ 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現

	- 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目)</li> <li>- 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化</li> <li>- 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティ強化及び国民に対する検索セキュリティ強化</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化</li> <li>- THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 標準文書(3GPP) DB 一部を構築</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善</li> <li>- 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索システムの高度化</li> <li>- 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化</li> <li>- KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの構築</li> <li>- イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化</li> <li>- 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000 件)</li> <li>- 非特許文献統合検索システムの構築</li> </ul>

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) KOMPASS及び特許情報ネット KIPRISの検索性能・利便性の改善

KOMPASSの場合は中国文献のアクセシビリティ向上のために中→韓の機械翻訳サービスを提供し、中国特許全文、中国デザイン、ヨーロッパ・米国特許のCPCコード、平面デザインなど知的財産検索情報を拡大した。また、審査利便性を改善するため、イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化を

図った。のみならず非特許文献の審査活用を強化するため、標準技術文書DBを拡大して構築し、情報拡張性を考慮した非特許文献統合検索システムを開発した。

特許情報ネットKIPRISの場合は海外商標提供の拡大、統合行政処理情報の提供など国民が活用できる知的財産情報を拡大した。同時に、自分が入力した検索式の自動保存機能の実現、自分の関心特許及びオンラインダウンロード機能の拡大、KIPRIS活用ガイドの改善海外検索サイト2機関10か国に対する検索マニュアルの提供など国民の国内外の知的財産情報活用利便性を高めるために努力した。

## 2)KOMPASSをアウトソーシング先行技術調査機関に開放

KOMPASSをアウトソーシング先の先行技術調査員と共同活用して審査処理期間を短縮するため、審査業務に影響を及ぼさない範囲内で使用権限水準を設定し、外部のPCT先行技術調査員100人、アウトソーシング先のデザイン・商標先行技術調査員66人に開放した。また、今後少しずつKOMPASSの外部開放を拡大していく計画である。

## 3)資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRISの共同活用体系を構築することでデータ重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を実現した。

## 4)セキュリティ・リスクに備えたシステムの構築

国民に提供される特許情報ネットKIPRISの個人情報を守るために毎年審査を通じて個人情報保護認証マークを更新している。また、住民登録番号を入力することなく会員登録ができるように公共I-PIN、携帯電話、クレジットカード、公認認証書など様々な認証方式を提供している。また、ログインセキュリティを強化するためにHTTPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。

## ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2010年27,676千回から2013年40,805千回に47%が増加し、訪問回数は2010年15,594千回から2013年18,596千回へと19%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。最近3年間を見ると、KIPRIS提供情報件数は2011年47,763千件から2013年63,926千件へと34%増加した。審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるために持続的に機能高度化を推進している。

今後最新検索技術(セマンティック検索など)、予約検索、検索式の共有など検索サービスを持続的に高度化するとともに、利用利便性も強化していく計画である。また、高品質の審査を支援するために国内外の知的財産情報を持続的に拡大提供する予定である。そして、審査官と外部先行技術調査機関が高度化された検索サービスを共同で活用できる情報化支援体系を構築し、「審査支援再創造」を実現する計画である。

## 第3節 特許行政情報システムの運営

### 1. 特許ネットシステムの委託運営

情報顧客支援局 情報開発課 技術書記官 ポク・ジンヨ

#### イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における19の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運營業務はDBセキュリティの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティ事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に事業者を変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

#### ロ. 推進内容及び成果

## 1)応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における19の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果をあげていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を

支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

## 2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIPO-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた 방식을、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を高めるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、ユーザー支援、現場支援、顧客満足度など国際水準のサービス品質及びユーザー支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2013年には特許ネット性能改善のための性能管理専門担当組織を新設し、迅速な障害感知及び措置のためのサービス統合管制体制を運営している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年が続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。そして、SLAのインセンティブとペナルティ規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供することで特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。同時に、特許ネット運営の連続性が確保できるように運営者マニュアルを改善し、より合理的な引継・引受手続きを整えていく方針である。

## 2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 ヨム・ホンイク

### イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権の出願が急増している。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は職員個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点を作った。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築することで、本格的に特許庁職員の知識を管理する基盤を構築した。

その後、知識管理システムが単純に知識を蓄積する保管所の役割から脱して、業務遂行に必要な全ての情報を一つのシステムで収集・活用するポータル(Potal)として機能するように、2004年には審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が同時に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関にもリアルタイムで情報を提供している。

2012年にはIP法令総合情報システムを構築し、知的財産権関連の法令、マニュアル及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようにした。また、共同の関心事を持つ職員たちが情報を共有しながらコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加的に設置した。そして、知識管理システムの検索インターフェースを高度化して検索の正確度を改善し、多様な検索オプション機能を提供して一回の検索で知識の

みならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に探せるようにした。

<図Ⅱ-2-2>知識管理システム(KOASIS)の主要サービス

知識共有	自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有
	業務に必要な情報を公開的に質疑応答できる Q&A の運営
知識検索	知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化した IP 法令総合情報システム
	統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間
コミュニティ	オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板
	研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

#### ロ. 推進内容及び成果

2013年には活発な知識登録を通じて行政管理能力評価の機関別行政知識の共有・コミュニケーション水準で目標の172%を達成した。知識活動の他にも特許家族写真コンテストを実施して職員たちが投票を通じて優秀写真を選定することで知識管理システムの使用を促進した。5月には知識管理システムのメインデザインを改編してユーザーインターフェース環境を改善した。その他に政府3.0基盤の知識行政活性化方案教育及び知識行政優秀機関のベンチマークを通じて知識管理システムの運営改善及び知識行政の活性化方案を発掘し、ユーザー満足度の向上を図った。

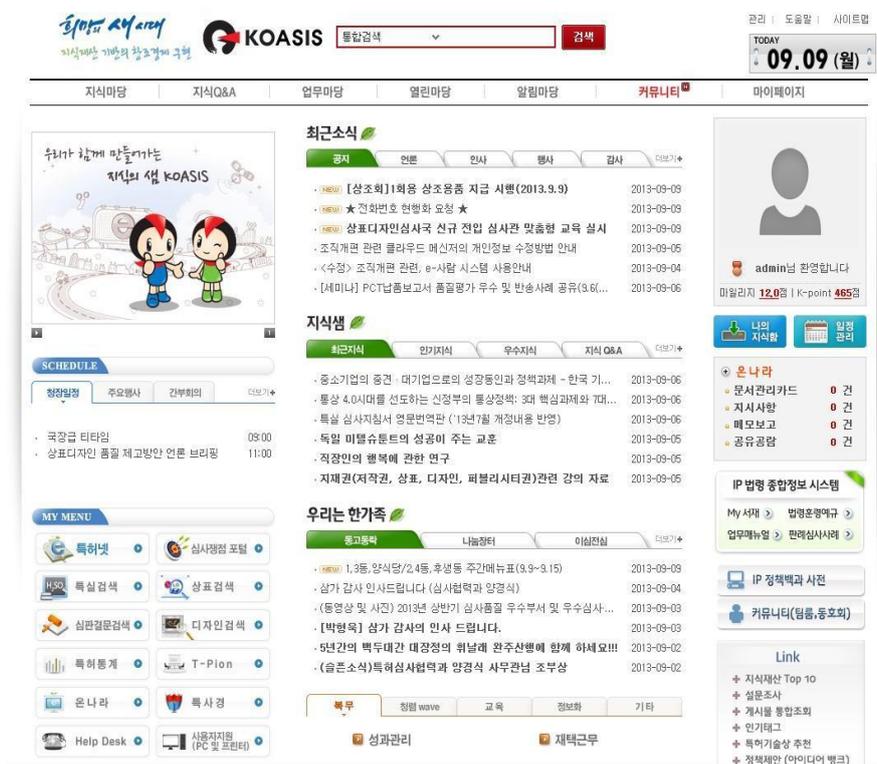
<表Ⅱ-2-2>知識活動の状況

	2010年	2011年	2012年	2013年
知識登録(件)	403	351	334	517
知識照会(件)	86,288	73,925	79,120	116,210

#### ハ. 評価及び発展方向

活発な知識活動にもかかわらず知識活動への参加が偏り、引用知識の共有が増加する問題点が発生した。そこで、高品質の生産知識の拡大と知識活動者の増加を目指して知識マイレージ支給体系を改善する訓令の改正作業を行っている。また、メニューデザインの改善及びユーザーオーダーメイド型のメニュー設定が可能になるように機能改善を推進してユーザーの利便性を高める計画である。創造政策共有空間、褒め合い掲示板、感性ノートのようなコミュニケーションと共有の場を構築して知識行政の充実化を図っている。

< 図 II - 2 - 3 > KOASISのメイン画面



## 第4節 電算設備の運営及び維持

### 1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報顧客支援局 情報開発課 行政事務官 キム・ナムヨン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2009年には新規開発システムの事前検証強化のために特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させ、通信設備の性能を改善した。また、2011年にはセキュリティ強化、業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築し、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系を強化した。2013年には検索システムの性能改善及び電算資源活用度の最大化に向けた資源の再配置を推進した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運

営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許ネットシステムインフラを高度化するため、2009年には検索システムを統合し、知的財産統計ポータルシステム及び未来型検索システムを構築するとともに、品質改善環境を構築し、情報保護体系の強化に必要なハードウェア及び商用ソフトウェアを導入した。

以後、2010年にはユーザーが肌で感じる速度を速めるために通信装備の性能を改善するとともに、3Dデザイン出願を提供するために商用ソフトウェアを導入し、老朽化したサーバー10台を大容量高性能サーバー3台に替えた。

また、2011年には事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間の最適化を通じて特許ネットシステムの稼動時間を延長することで審査業務の生産性を最大に上げた

＜表Ⅱ－2－3＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

\* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

2012年には3世代特許ネットにおけるユーザーレベルのインフラとしてSBC(サーバー基盤コンピューティング)を開通し、特許ネットシステムのセキュリティを強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接的な影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するための資源増設と電算資源を再配置することで業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるためにDB Query及びシステム運営

環境を持続的に改善し、異常兆候を感知するための24×365サービス管制体系を構築するとともに、周期的な障害予防活動と障害発生時に対応するための二重化及び災難復旧訓練なども実施した。

<図Ⅱ-2-4>特許情報システムインフラの構成図



<表Ⅱ-2-4>電算装備の運用状況

(2013年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー273台、ディスク 55台、ネットワーク装備 560台、バックアップ装備 8台、ユーザーパソコン 4,435台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバー(Unix:12台、NT : 41台、Linux : 111台)</li> <li>ストレージ 21台(Disk17、SAN 4)</li> <li>ネットワーク装備 471台、バックアップ装備 2台、その他 1台</li> </ul>
統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入遮断システム 12台、侵入探知システム 1台、統合危険管理システム 2台</li> <li>電子出願認証システム 1台</li> <li>その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)26台</li> </ul>

光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:37台、NT:26台、Linux:26台)</li> <li>◦ストレージ 17台(Disk10、SAN7)</li> <li>◦ネットワーク装備 50台</li> <li>◦その他 26台(バックアップ装備 4、JukeBox2、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ装備 5)</li> </ul>
災害復旧センター (大田政府統合 電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:2台、NT:4台)</li> <li>◦ストレージ 13台(Disk7、SAN6)</li> <li>◦ネットワーク装備 4台、その他 4台(侵入遮断システム 1台、侵入探知システム 1台、電子出願認証システム 1台、その他セキュリティ装備 1台)</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:1台、NT:13台)</li> <li>◦ストレージ 4台(Disk2、SAN 2)</li> <li>◦ネットワーク装備 34台、その他 4(バックアップ装備 2台、統合危険管理システム 1台、その他セキュリティ装備 1台)</li> </ul>
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦パソコン 4,435台(ノートパソコン 186台を含む)</li> <li>◦プリンター385台、スキャナー122台、バーコードリーダー/プリンター87台</li> </ul>

区分	主要施設及び装備
*サーバー316台、ディスク 59台、ネットワーク装備 595台、バックアップ装備 7台、ユーザーパソコン 3,143台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:15台、NT:51台、Linux:117台)</li> <li>◦ストレージ 21台(Disk17、SAN4)</li> <li>◦ネットワーク装備 505台、バックアップ装備 2台、その他 71台</li> </ul>
統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦侵入遮断システム 19台、侵入探知システム 1台、統合危険管理システム 2台</li> <li>◦電子出願認証システム 1台</li> <li>◦その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)27台</li> </ul>
光州政府 統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:36台、NT:44台、Linux:32台)</li> <li>◦ストレージ 20台(Disk13、SAN7)</li> <li>◦ネットワーク装備 50台</li> <li>◦その他 28台(バックアップ装備 3、JukeBox2、Unix コンソール 2、財政情報ファイアウォール 1、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ装備 5)</li> </ul>
災害復旧センター (大田政府統合 電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:3台、NT:4台)</li> <li>◦ストレージ 14台(Disk8、SAN6)</li> <li>◦ネットワーク装備 4台、その他 4台(侵入遮断システム 1台、侵入探知システム 1台、電子出願認証システム 1台、スーパードームコンソール 1台)</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦サーバー(Unix:1台、NT:13台)</li> <li>◦ストレージ 4台(Disk2、SAN 2)</li> <li>◦ネットワーク装備 36台、その他 34</li> </ul>

	(バックアップ装置 2 台、コールセンター交換機 1、特別司法警察装備 31 台)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦パソコン 3,143 台、ノートパソコン 186 台</li> <li>◦プリンター 399 台、スキャナー 111 台、バーコードリーダー/プリンター 83 台</li> </ul>

## ハ. 今後の発展方向

3世代特許ネットの開発が2013年に完了したため、ユーザーが肌で感じる性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などを持続的に推進する計画である。

まず、ユーザーが肌で感じる性能を最適化するため、ユーザとの個別インタビュー及び懇談会を通じて多く使用するが性能は低いものに関する不満事項を積極的に発掘し、発掘された事案に対して改善策を講じる予定である。これを通じて主要業務領域での低性能問題を解消する。その他にも検索・翻訳など主な付加サービス領域に対する資源の交替及び再配置を通じて性能を改善する。

サービスの連続性・安定性の側面では障害予防・障害の早期探知・障害発生時の迅速な措置が取られるようサービス管制体系を24×365体系で持続的に運営する予定である。

電算インフラの拡充・改善の側面では審査品質を高めるための外部調査機関用の検索システムの構築、特許ネット情報セキュリティ強化、国民向け情報化事業サービスインフラ構築をはじめとして、障害を未然に防ぐために老朽化した電算資源の交替作業を通じて審査官と国民に対する特許行政サービスの品質を改善することにも力を入れる予定である。

## 2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報開発課 司書事務官 キム・キョンア

## イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担っている。

＜表Ⅱ-2-5＞年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
障害受付及び処理	35,003件	32,253件	32,654件	47,396件	34,451件
出前サービス	3,753件	2,899件	2,914件	2,516件	3,077件
在宅勤務支援	1,353件	1,463件	1,648件	957件	1,008件
集中支援サービス	253人/ 795回訪問	250人/ 743回訪問	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問

## ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

特に、2008年からは頻繁に助けを求める要請者に集中支援するサービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Before Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場で不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。同時に、事務用電算装備及びSW購入の際には実際のユーザーである庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザー意見を反映している。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー

基盤コンピューティング)システムを開通して初めの頃は新規システム開通によるユーザーの不便を最小化するためにユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営した。2013年には在宅勤務者のKIPO-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力を入れ、下半期の庁職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じて早期業務安定化に寄与した。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心を傾けてきた。2010年、2011年にはそれぞれ24インチモニター486台と254台を購入し、2012年もまた同レベルのモニター1,000台を購入する予定であったが、同物品の断種によって上位機種である27インチワイドモニター1,131台を代わりに購入した。2013年度にも27インチワイドモニター950台を購入して審査官を中心に優先支援した。同時に、1,043台の老朽化したパソコンなどを交替・設置することで業務効率性を高め、個人用電算装備に対して資産実査を通じて体系的な管理運営を図った。

#### ハ. 評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けている。しかし、ユーザーの水準と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて難しいことである。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは至難の技である。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユーザーに対する集中支援サービス及び出前サービス(Before Service)などの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として定め、障害を予防するための事前サービスの提供のみならず、障害要請サービスに対する迅速な処理により集中してサービスを提供し、ユーザー利便性のために夜間トナー支給支援サ

ービスを提供する予定である。また、耐久年限が過ぎた事務用電算装備は最新装備に替えて業務効率性の向上に寄与し、効率的な資源管理のための管理指針を設ける計画である。このようなユーザー支援サービスを通じてユーザーの満足度をさらに高めることができると期待している。

### 3. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 ソン・ソンジン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応水準を強化するために多角的なセキュリティ業務を行っている。2005年に特許部門セキュリティ管制センターを構築して以来365日24時間サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2011年からはセキュリティ管制範囲を傘下機関まで拡大することで国家知識財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築した。その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2008年から2011年、2013年には安全行政部主管の「個人情報保護水準診断」最優秀機関として選ばれる成果を挙げた。また、2012年から実施している安全行政府主管の「電子政府国民サービス情報保護水準診断」でも2012年、2013年連続で最優秀機関として選ばれた。最後に行政機関の情報セキュリティ管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報セキュリティ管理実態評価」でも2007年から2013年まで7年連続で最優秀機関として選定され、特許庁の情報セキュリティ能力のプレゼンスを高めている。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報セキュリティ水準を維持するため、情報セキュリティの政策、組織、技術など各分野で情報セキュリティ業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

#### ロ. 推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。さらに2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を業務網とインターネット網に分離することで業務網に対するセキュリティをさらに強化した。それによって特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門セキュリティ管制センターを運営し、2011年にはセキュリティ管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大した。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重セキュリティ管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報セキュリティ防御体系を確立した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別にハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練など独自の模擬訓練を毎年行っている。また、定期的に職員を対象に情報セキュリティ及び個人情報保護政策説明会を開催し、アウトソーシング業者を対象に別途の情報セキュリティ運営協議会を開催して情報セキュリティ遵守事項及び政策方向伝播及びセキュリティ意識の向上を図っている。

最後に、2011年9月に施行された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情

報を取り扱う者のために特許庁個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は最高の情報セキュリティ水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、政府機関情報セキュリティ評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近サイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、情報セキュリティ管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

## 第3章 知的財産政策の国家レベルでの推進

### 第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月に知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の部処と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。また、2013年6月には創造経済生態系構築に向けた具体的な実現戦略として「知的財産基盤創造経済の実現戦略」を樹立した。

特許庁のこのような努力は創造経済を目指すパク・クネ政府の発足、国際特許紛争の激化など知的財産をめぐる対内外の主要イシューとともに、知的財産政策が特許庁など一部機関の政策ではなく政府レベルの政策として発展する契機となった。特許庁は国家知識財産委員会(2013年11月、第2期発足)、創造経済委員会(2013年9月、発足)などを通じて知的財産政策の各部処への拡散を図るとともに、国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するために各界の意見を集めて政策研究を行うなど国家知識財産政策の土台となるインフラ構築をリードしている。今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下でそれを政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

## 第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

### 1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

### 2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立し、未来創造科学部、産業通商資源部など政府機関のみならず陸海空軍などとも政策協力を強化している。また、特許庁の主要知的財産政策を第1回国家知的財産基本計画(2012-2016)の細部推進計画である「2013年国家知的財産施行計画」及び新政府の創造経済実現に向けた「創造経済実現戦略」に反映して推進中である。

### 3. 今後の推進計画

まず、知的財産に基づく創造経済実現の一環として「国家特許審査競争力強化方案」を講じて創造経済の活性化及び国家競争力の強化に寄与し、「知的財産人材養成総合計画」、「特許損害賠償制度の先進化方案」、「知的財産韓流拡散を通じた対外競争

力の強化方案」などを推進するなど知的財産政策を通じて企業と国民の便益が保障できるように努める予定である。また、韓国特許庁の主な政策 이슈が国家知識委員会、創造経済委員会などで政府レベルの見方から議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて争点化するために努力する計画である。

特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産に基づく創造経済を実現するために絶えず取り組んでいく計画である。

### 第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

#### 1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

##### イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方案を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

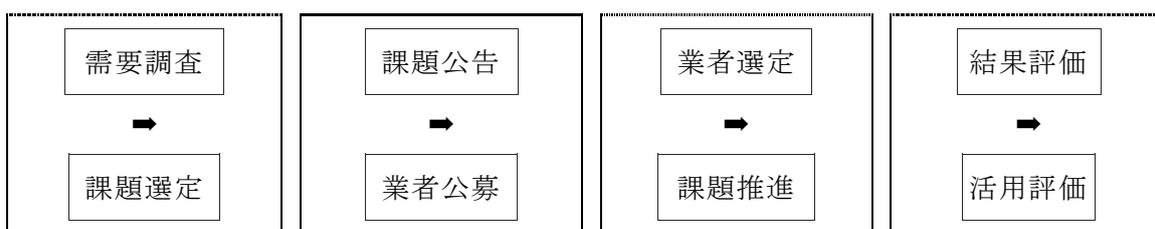
##### ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

<表Ⅱ-3-1> 政策研究の推進プロセス及び運営

課題選定段階	研究者選定段階	遂行段階	評価段階
--------	---------	------	------



\* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2013年度に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))または政策研究委託管理システム([www.prism.go.kr](http://www.prism.go.kr))で誰でも閲覧できる。

<表Ⅱ-3-2>2013年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	国内企業の商標管理活動の実態調査・分析
2	韓・米・EU・中・日など主要国のデザイン侵害判断基準の調和方案研究
3	合金分野の検索システム開発の妥当性検討
4	技術開発の促進と生命倫理保護のバランスの取れた調和に向けた生命工学分野審査基準の先進化方案研究
5	高品質の特許創出に向けた審査プロセス改善に関する研究
6	IP5 各庁の特許調和関連の政策環境分析を通じた特許制度国際調和対応策の研究
7	CPC、FI 分析を通じた国内特許分類発展方案の研究
8	IP 担保貸出のための IP 価値評価モデル研究
9	韓国型 IP サービスビジネスモデルの導入に向けた政府支援策研究
10	正当な職務発明補償のための産業群別実施補償額の算定方案研究
11	弁理士試験制度の改善策研究
12	知的財産権の行政情報化成果の測定及び成果指標研究
13	IP5 など主要国の XML 文書フォーマットに対する総合分析及び韓国の XML 文書フォーマットとの比較研究
14	韓中 FTA 知的財産権交渉の主要争点の妥結が国内産業に与える経済的費用及び収益分析
15	途上国の知的財産分野発展に向けた開発協力コンテンツの開発及び IP-divide の解消策研究
16	国家レベル教育課程の発明教育の拡大方案研究
17	成果管理施行計画特性指標の開発及び弁別力の確保方案

18	TM5 商標法制・実務統一化方案研究
19	特許法と著作権法の調和を通じたクリエイティブなソフトウェア企業の保護 方案研究
20	IP 担保貸出のための商標権価値評価モデルの開発

#### ハ．評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2012年知財権研究事業を通じて行われた26課題の政策活用率は88.4%(2013年課題の活用率は評価予定)で、2010年(77.8%)、2011年(84.6%)に引き続き活用率が着実に右肩上がりの傾向にある。特に2012年26件の中で法令の制定・改正に8件(30.7%)、政策反映及び制度改善に6件(23.1%)、政策参照に9件(34.6%)が活用され、知的財産関連法令の制定・改正及び政策樹立において政策研究委託事業の役割が大きいことが分かる。今後特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。また、知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることから、知財権政策研究結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後政策研究の結果が知財権政策に反映・活用できるようにし、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理機能も強化し続けていく予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題成果の品質改善を推進していく計画である。

## 2. 知的財産研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

#### イ．推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

## ロ．推進内容及び成果

### 1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など主な知的財産強国を中心に知的財産動向情報を把握し、主な内容を提供した。知的財産情報を提供する国内外DBを定期的にモニタリングし、他にも主要新興国に対する情報も収集した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「IP Insight」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」、「国家別年間知的財産政策の分析」の6種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。

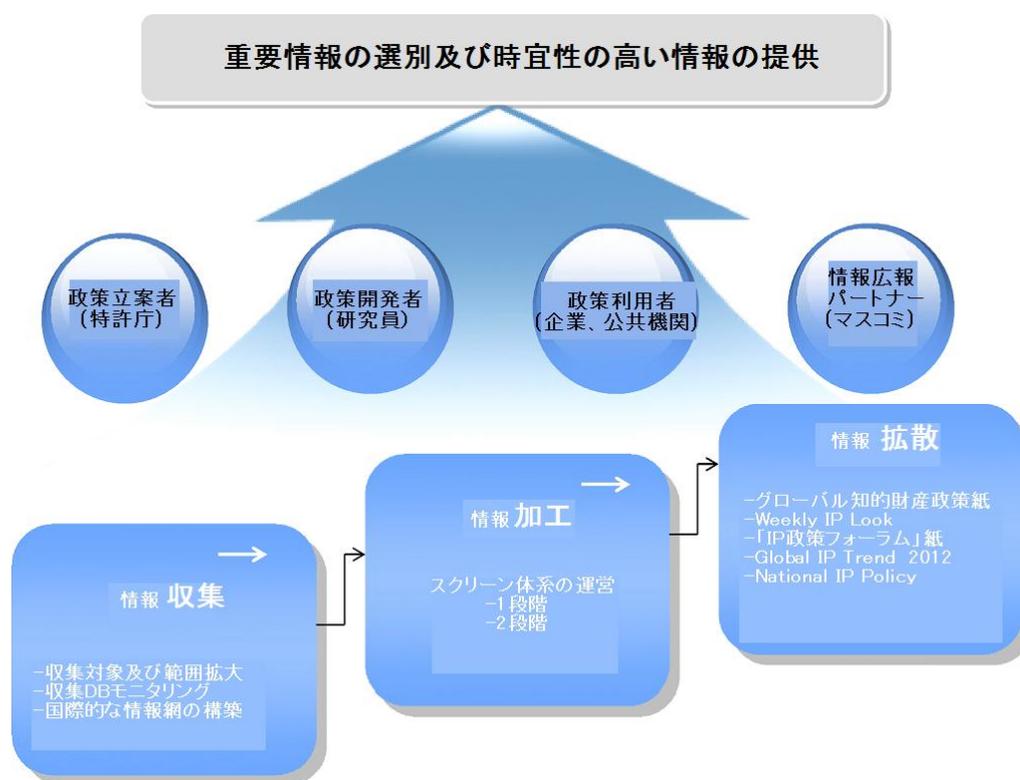
「Issue & Focus on IP」は収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものを整理してメーリングサービスで毎週提供した。また、「深層分析報告書」は収集された世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析し、これを基に政策立案者たちに外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析を提供(54回)した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理した「国家別年間知的財産政策分析」を年末に発刊して提供した。

「IP Insight」を創刊して毎月主要政策 이슈と統計、判例などの 이슈とトレンドを分析して提供することで、随時変化している知的財産 이슈に対する情報を提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政

策イシューや懸案に対する座談会を開催し、主なイシュー及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(随時)をウェブで提供し、年2回まとめて発刊した。また、「Global IP Trend」を通じて年間国内外の知的財産主要イシューを選定し、専門家寄稿を通じて未来予測を提供した。

<図Ⅱ-3-1>知的財産動向の収集・普及の流れ図



## 2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産に基づく創造経済を実現するため、大統領府未来戦略首席、産業通商資源委員、イリノイ大学教授などが出席した「創造経済と知的財産国際コンファレンス」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、

知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ-3-3＞2013年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
韓・中知的財産シンポジウム(韓・中 FTA に備えた知的財産活動状況及び協力)
創造的な革新と知的財産、そして成長フォーラム
2013 知的財産専門家フォーラム(韓国経済の跳躍に向けた特許政策と競争政策の役割)

### 3)知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅱ-3-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2011年	2012年	2013年
受付チーム数	大学生	78 チーム	78 チーム	75 チーム
	大学院生	62 チーム	56 チーム	71 チーム
合計		140 チーム	134 チーム	146 チーム
受付チーム数	大学生	24 チーム	10 チーム	24 チーム
	大学院生	15 チーム	14 チーム	27 チーム
	指定テーマ部門	-	1 チーム	-
合計		39 チーム	25 チーム	51 チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約7,362冊、研究報告書2,313冊、フォーラムセミナー資料408冊、定期刊行物4,260冊など計14,343冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からでもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-3-2> 知識財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



<知識財産専門図書館の書架>

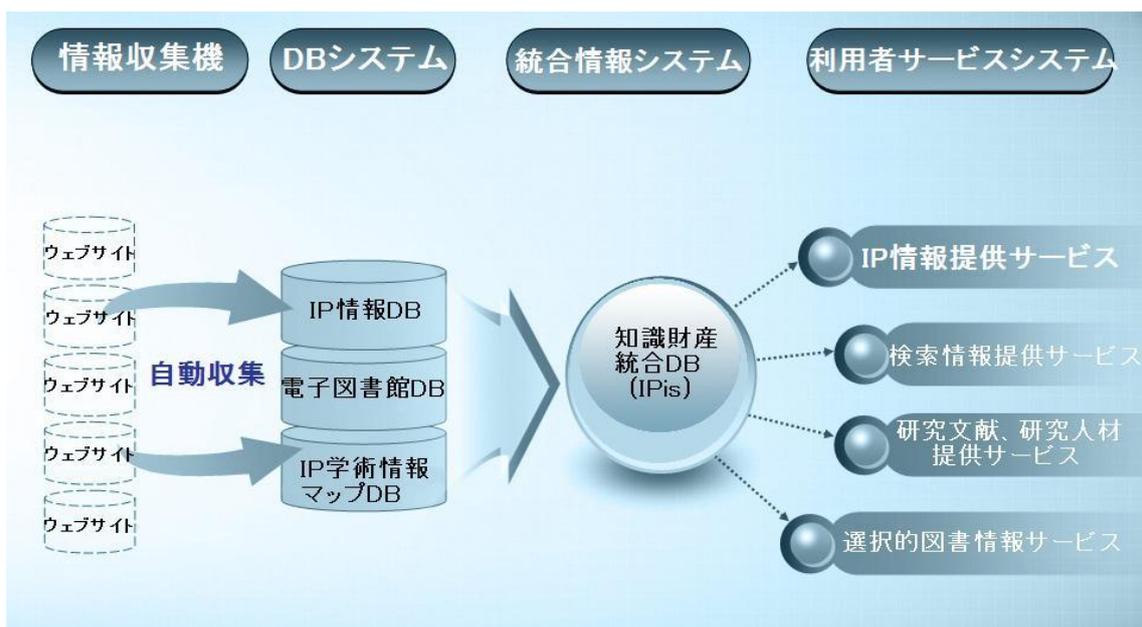
#### 4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2013年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は9,842人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研

究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の38,022件の学術情報を検索・閲覧することができる。

＜図Ⅱ－3－3＞知的財産情報サービスシステムの構成図



##### 5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画の制定を受け、知的財産基本法の本質と知的財産基本計画を効果的に推進するためには政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究と、これを通じて知的財産及び新知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性

分析、特許政策の効果に対する分析を通じた政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－3－5＞2013年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を阻害する要因を研究し、知的財産権制度の発展方向を定め、制度の存立根拠を作る。
新知的財産の動向分析及び法的保護方案の基礎研究	生物遺伝資源を保護・管理するための戦略方案の構築及び伝統知識関連の紛争に効果的に対応するための国内法制度の整備、国家レベルの対応策の構築
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	特許・商標テーマ別 IP5 の法令を比較し、改正沿革・政策的な背景を分析して政策的に示唆する点を提示する。また、研究テーマ内で並列的な相互比較が不可能な海外特有制度の場合は別当深層分析
対外協力研究	WIPO と OECD の主要アジェンダ分析及び韓国の対応戦略を樹立し、韓・インドネシア、韓・ベトナム FTA 交渉方案を設け、FTA 交渉において知的財産分野での成功を図る。
知的財産と経済発展	知識基盤社会会計マトリックス(IP-CGE)と知識基盤計算可能一般均衡(CGE)模型を全産業に拡大・高度化し、企業のブランド産出方法論の開発及びこれを活用した国内企業のブランド価値推定
知的財産動向及び未来展望	特許庁の主要推進課題である「審査処理期間の短縮」の経済的な効果の分析及び「知的財産人材の需給」をテーマに知的財産動向分析及び今後の推移分析
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	パク・クネ政府発足初期、国家知識財産戦略の推進成果を点検し、戦略の基本方向に対する深層検討が予想されるため、国家知的財産戦略の方向を定めるための理論的・実証的な土台作り

#### ハ．評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案に対する情報提供活動を単純な分析水準から、政策の中心内容を整理して事案に対して深く分析した後、対応策

が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との深みのある融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために努めている。

## 第4章 強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡大

### 第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

国家研究開発事業は国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を創り出すなど様々な波及効果が期待できるので、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

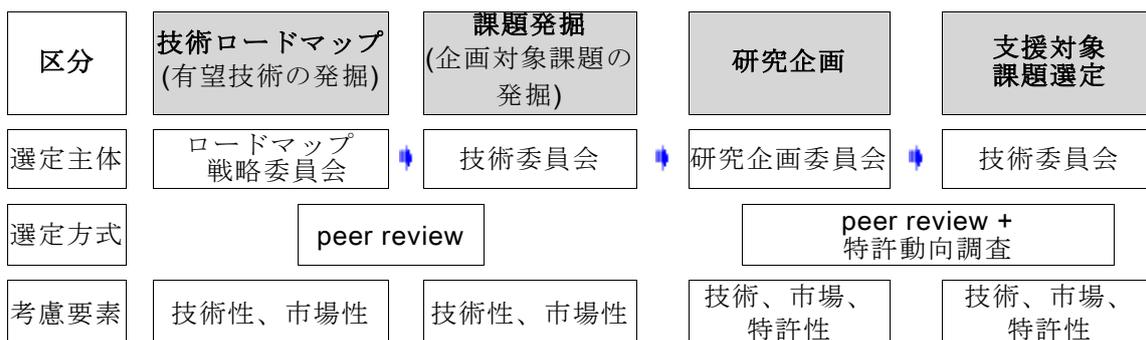
#### 2. 国家特許戦略青写真の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

グローバル競争のための国家技術力の向上と創造経済推進の成功のため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

知的財産戦争時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先占戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支の赤字は持続的に増加している。

<図Ⅱ-4-1>現政府のR&D課題発掘プロセス



現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。

一部R&D部処が技術ロードマップ樹立時の知的財産権分析の必要性を認識し、特許分析(30大国家重点科学技術ロードマップ構築/未来創造科学部)を試みているが、概括的な分析に止まっている状態で、R&D部処課題企画の専門担当機関は課題発掘のための特許情報分析において知的財産専門部処である韓国特許庁の役割を期待している。

知的財産権獲得の観点から特許分析を通じて優秀特許の創出が可能な有望技術を提示し、これを達成するため国家レベルの知的財産権先占戦略を提示する必要がある。そこで、特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

ロ. 推進内容及び成果

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境など4大産業分野に対する産業別有望技術とこれらの特許先占戦略を樹立して企業及び政府機関に提示した。

<表Ⅱ-4-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象となる産業分野

年度	産業分野		備考
2012年	3つ	① モバイル通信、② バイオ産業、③ ロボット	産業別 10 大有望技術を発掘
2013年	4つ	④ 産業融合、⑤ 素材産業 ⑥ エネルギー資源、⑦ 環境/気象	産業別 10 大有望技術を発掘 産業別 IP 戦略ロードマップを追加
2014年	5つ	⑧ 再生エネルギー、⑨ LED/光、⑩ 農林水産食品、⑪ 部品、⑫ 海上/航空輸送	
2015年	6つ	⑬ 陸上交通、⑭ 情報通信メディア、⑮ 半導体、⑯ ディ스플레이、⑰ 電力/原子力、⑱ 製造基盤	

国家特許戦略青写真構築事業は以下のように4段階のプロセスによって推進されている。

<図Ⅱ-4-2> 4段階推進プロセス



- ① 段階：産業別特性による方向の設定及び最高決定機構である IP 戦略委員会の構成
- ② 段階：従来技術中心-(仮)技術体系を有効特許中心の IP 戦略技術体系に再構築
- ③ 段階：特許の深層分析を通じて源泉・核心特許の先占可能性の高い有望技術を発掘
- ④ 段階：有望技術の知的財産権先占に向けた R&D 戦略を含む IP 戦略技術ロードマップの構築

産業分野別に選定された10大有望技術を各政府機関に提供してR&D企画課題として活用した結果、産業通商資源部、未来創造科学部、文化体育観光部など計6部処で活用された。

＜表Ⅱ－4－2＞各部処のR&D企画課題活用の結果

分野	有望技術	部処 R&D 企画課題
産業 融合	医療用 Big data 技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.個人オーダーメイド型健康管理のためのスマート医療機器と EMR 及び PHR 統合管理プラットフォームの開発  [福祉部(韓国保健産業振興院)] 1.社会保障部門 Big data 事業の企画研究 2.保健医療 Big data R&D 事業の企画研究
	ソーシャルエネルギークラウド管理システム	[建設技術研究院] 1.国土ライフライン高度化技術企画 (国土部国土交通科学技術振興院の国家 R&D 企画課題として提案)
	IT 基盤水質モニタリング技術	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.河川藻類防除技術の開発
	非接触式 UI/UX 基盤の動作認識・センシング技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1.障害者及び老弱者のための機能性ゲームのインターフェース標準及び認証/検証技術の開発 2.仮想宇宙旅行シミュレーションゲーム技術の開発 3.動作認識センサーと熱画像カメラを利用したリアルタイムメディア融合舞踊舞台演出システムの開発 4.Leap モーションに基づいた彫刻と塑像の直観的な両手技法を使用する 3次元モデリングシステム技術の開発

		[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.夜間우천時の道路視認性増進技術開発計画
	芸術活動演出シミュレータ及び舞台自動化技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1.多個体連動可能な複合機能型超薄型スマートステージ技術の開発 2.DIY(Do It Yourself)ライト、モーションコントロールソリューションの開発 3.空間及び展示品の制限を超える先端博物館展示技法のための超リアルなデジタルの再現及び相互作用技術の開発
素材	高強度軽量アルミニウム合金	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.アルミニウム連続鋳造技術
	3Dプリンティング素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.チタニウム総合素材化事業(メガプロジェクト)
	電磁波遮蔽/吸収用超軽量高分子複合素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.低比重導電粒子製造技術及びこれを利用した電磁波遮蔽用コーティング剤の開発(化学工程 PD)
エネルギー・資源	シェール/タイトガス	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.ガス資源 C2 基盤の芳香族化合物及びプロピレン製造技術の開発 2.シェールガス採掘素材の開発 [産業通商資源部(海外資源開発振興財団)] 1.シェールガスプレイにおける亀裂の役割究明のための個別要素モデリング研究 2.シェール及びタイトガス底流層の特性化及び圧力遷移分析を通じた生産性評価
	断熱技術(素材及びシステム)	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.電力不足事態防止のための既存建物のグリーンリフォーム技術の開発
環境・気象	フタレート可塑剤の代替及び低減技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.環境規制対応の non-phthalate 系素材
	資源節減型 3D プリンティング技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.3×4×1.2(m3)大型鋳物木型代替用 FDM(Fused Deposition Modeling)基盤ハイブリッド 3D プリンティングシステムの開発

	2.SLS(Selective Laser Sintering)基盤のハイブリッド型 3D プリ ンティング技術を利用した個人オーダーメイド型メディカル デバイス(歯列矯正装置及びインプラント)のデジタル快速金 型技術の開発
自然模写を利用し たエネルギー、資 源低減技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1.自然模写型接着剤及び超撥水/超撥油素材
二酸化炭素捕集、 保存及び固定化処 理技術	[環境部(韓国環境産業技術院)] 1.CO2 保存環境管理技術の開発
自動気象観測装備	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1.空間降雨量の精密測定のための超小型レーダー雨量計の開 発
自動積雪計	[気象庁(韓国気象産業振興院)] 1.映像複合レーザー高精密度積雪観測機器の開発
気象情報サービス 技術	[気象庁(韓国気象産業振興院)] 1.産業分野活用に向けた気象情報 Big Data プラットフォーム の構築及び Mashup サービスの開発

#### ハ. 評価及び発展方向

2012年事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布(2013.4)して活  
用度調査(2013.7)を行った結果、78.7%が有効に活用したことが分かった。活用分野  
としては、特許技術動向の習得、R&D中長期戦略の樹立、R&D企画、新規R&Dアイ  
テムの発掘の順に有効活用したことが分かった。

2015年6大産業分野に対する源泉・核心特許が創出可能な未来有望技術の発掘及び  
特許戦略ロードマップの構築を推進する予定であり、2015年まで18大産業分野に対す  
る国家特許戦略青写真構築を完了する計画である。

<図Ⅱ-4-3> 国家特許戦略青写真構築計画



2016年以後 1次完了した18大産業う分野お国家特許戦略青写真を毎年6つの分野ずつ3年単位でアップデートすることで、一回で終わる情報抽出や分析ではなく、持続的に国内外特許中心の研究開発状況と特許今日僧侶億の変化を予測し、強い特許が先占可能な未来有望技術と特許先占戦略及び関連R&D戦略を持続的に提示し、強い特許先占を通じた韓国の研究開発投資の効率性を高める計画である。

毎年急変しつつある国内外の産業動向が反映できるよう、毎年産業分野の調整・補完のための専門家委員会を開催し、18大産業分野を体系的に修正・補完する計画である。また、具体的かつ深層的な特許戦略青写真を構築するため、相互関連性の高い産業分野への体系的な拡大を通じて新規産業分野を追加し、18大産業分野を細分化して急変している国内外の市場に求められる戦略的な特許競争力確保に向けた技術予測を推進する計画である。

### 3. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 イ・ゾンホ

## イ. 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各政府機関の国家研究開発事業の企画及び課題選定課程において特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在政府R&D課題企画時の特許動向調査と課題選定時の先行特許調査は大統領令によって義務付けられているが、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」にその内容が規定されている。

<表Ⅱ-4-3> 国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

(第4条第2項) 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究を行う場合、応用研究段階及び開発研究段階の**国家研究開発事業**に対しては**国内外の特許動向、技術動向及び標準化動向(研究開発結果と標準化を連携する必要がある場合のみ該当する)**を調査しなければならない。

(第7条第3項第11号) ③中央行政機関の長は**研究開発課題を選定する時**は以下の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発

研究段階の研究開発課題である場合に限定する。

11. 公知された技術及び知的財産権存在の有無(主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除く)

(第16条第5項)応用及び開発研究段階国家研究開発事業の段階評価の時、**国内外の特許動向、技術動向、標準化動向**を調査して評価に反映できる。

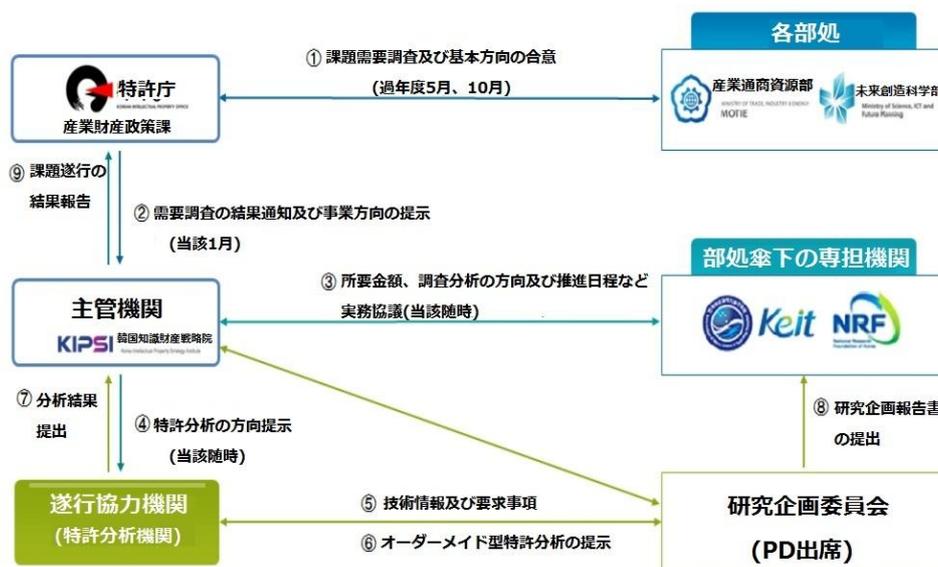
ロ. 推進内容及び成果

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2011年には11機関694課題、2012年には735課題、2013年703課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅱ-4-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



「特許動向調査報告書」は一般研究者たちも研究、技術開発を行う際に活用できるよう、e-特許ナラ(www.patentmap.or.kr)を通じて公開しているが、2013年該当サイトを改編して特許情報提供コンテンツを多様化するとともに活用機能を強化した。

＜図Ⅱ－4－5＞e-特許ナラの改編事項

	【改編前】		【改編後】
報告書の提供範囲	・ 特許動向調査報告書	⇒	・ 特許動向調査報告書 ・ 国家特許戦略青写真報告書 ・ Monthly Issue Report
主な提供コンテンツ	・ 単一報告書提供サービス(題目検索支援)	⇒	・ 総合報告書提供サービス(全文検索) ・ キーワードDBを活用した自己分析支援
サービス提供方法	・ 検索を通じた情報アクセス	⇒	・ 関心報告書メーリングの双方向サービスの導入 ・ アンケートを通じたユーザーパターン分析

2013年各部処で政府R&D課題を企画する時に特許動向調査の結果を提供した後、アンケート調査を実施した結果、218課題のうち80課題(36.7%)が特許動向調査の結果を活用して研究企画方向が修正されたことが分かった。

＜表Ⅱ－4－4＞2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

機関	研究開発事業名	課題数
国土交通部	建設交通技術研究開発事業	1
	建設交通研究企画事業	1
	交通物流研究事業	8
	交通体系効率化事業	1
	先端都市開発事業	2
	プラント研究事業	1
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	1

	成層圏長期滞空パイロット機における気象センサー搭載及び活用技術の開発	1
企画財政部	国家研究開発事業の妥当性調査事業	10
農林水産食品部	Golden seed プロジェクト	7
農村振興庁	農食品資源研究事業	22
	農業共同研究事業	15
	農業基礎基盤研究事業	8
	産地畜産試験研究事業	1
	園芸特作試験研究事業	21
	作物試験事業	22
文化体育観光部	畜産研究事業	1
	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	10
	コンテンツ技術開発事業	42
未来創造科学部	コンテンツ産業技術支援事業-段階評価	40
	ICT R&D 事業	52
	未来有望融合技術パイオニア事業	16
放送通信委員会	出捐研支援課題	33
放送通信委員会	放送通信技術開発事業	21
防衛事業庁	国防研究開発事業	1
保健福祉部	グローバル化粧品新素材・新技術研究開発支援事業	3
	保健医療研究開発事業	6
山林庁	機能性所得林産物研究状況調査事業	1
	山林科学技術開発事業	33
	山林生物種研究事業	3
産業通商部	広域経済圏拠点機関支援事業	23
	国際共同技術開発事業	1
	ロボット産業源泉技術開発事業	1
	民軍兼用技術事業	17

	産業核心技術開発事業	192
	産業融合源泉技術開発事業(主力)-段階評価	32
	素材源泉技術開発事業	35
	エネルギー技術開発事業	1
	電力、原子力及び再生エネルギー融合源泉技術開発事業	2
安全行政部	複合・社会的な災害対応技術開発事業	6
海洋水産部	海上安全及び海洋交通施設技術開発事業	2
	海洋研究企画事業(KIOST)	2
環境部	水生生態及び河川水環境技術開発事業	5
14 機関の 43 事業		703

## 2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は<図Ⅱ-4-6>のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅱ-4-6>先行特許調査の進行プロセス



2011年には3,730課題、2012年には2,914課題、2013年には3,182課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。

< 図 II - 4 - 7 > 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



2013年度に先行特許調査を活用して課題を選定した研究開発事業担当者を対象に行った満足度アンケート調査の結果、先行特許調査の結果に対する満足度が92%であった。

< 表 II - 4 - 5 > 2013年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

機関	研究開発事業名	課題数
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	24
農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業	211
	技術事業化支援事業	48
	農林畜産食品研究開発事業	125
農村振興庁	農業共同研究事業	208
	新陳研究者支援事業	60
文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	5
	コンテンツ産業研究開発事業	3
未来創造科学部	公共福祉安全研究事業	26
保健福祉部	グローバル化粧品新素材・新技術研究開発支援事業	17
	癌研究所及び国家癌管理事業本部運営事業	56

	リハビリ研究開発アウトソーシング事業	39
	韓医薬先導技術開発事業	25
山林庁	林業技術研究開発事業	42
産業通商資源部	民軍兼用技術事業	238
	エネルギー技術開発事業	72
消防防災庁	災難安全技術開発基盤構築事業	24
	次世代核心消防安全技術開発事業	38
中小企業庁	グローバル戦略技術開発事業	182
	官民共同投資技術開発事業	88
	中小企業融・複合技術開発事業	101
	中小企業商用化技術開発事業(購買条件付新製品開発)	178
	海外需要先連携技術開発事業	28
	革新企業技術開発事業	1,059
海洋水産部	水産実用化技術開発事業	71
環境部	Non-CO2 温室効果ガス低減技術開発事業	40
	グローバルトップ環境技術開発事業	8
	未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	13
	次世代エコイノベーション技術開発事業	99
	土壌・地下水汚染防止技術開発事業	23
	環境技術開発事業	22
	環境融合新技術開発事業	9
12 機関 32 事業		3,182

#### ハ. 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所が事業成果を分析した結果、政府R&D課題の企画及び選定の時に特許情報を活用した結果、2012年に5,020億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、1課題当たり21%の国内特許及び37%の海外特許が

追加的に創出されたことが分かった。

< 図 II - 4 - 8 > 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば特許動向調査は応用及び開発研究段階の国家研究開発事業を新しく企画する場合は義務付けられている。しかし、基礎研究段階の課題は政府R&D課題の中で多くの比重を占め、源泉特許を創り出す可能性が高いため、2014年には基礎研究課題を対象にする特許動向調査支援を拡大する計画である。

また、各機関で課題を企画する前に産・学・研を対象に技術需要調査を実施する時は先行特許調査を支援し、特許動向調査支援の際は特許のみならずデザインに対する動向まで把握できるように特許とデザインを連携して動向調査を支援する計画である。

特許技術動向調査事業は研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じてより競争力のある研究企画報告書の導出を誘導し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用して研究企画段階のみならず研究を通じて開発された技術が事業との連携で収益を創り出せるよう国家研究開発事業の全周期に特許情報活用を支援する予定である。

#### 4. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

## イ. 推進背景

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036ウォンから2013年16兆8,777ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

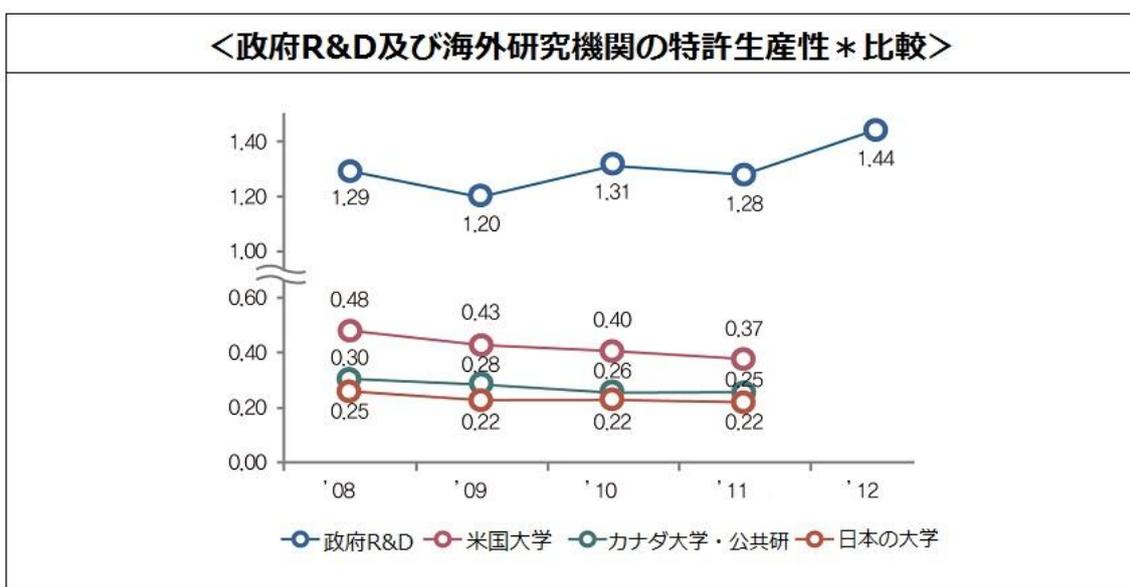
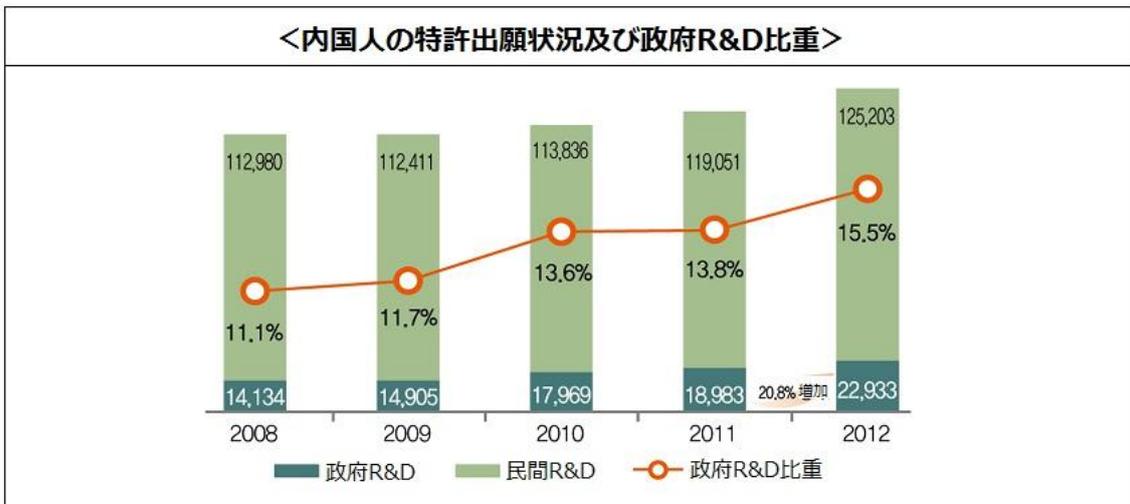
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用現状を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D部処及び機関などに普及している。

## ロ. 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2012年度政府R&D特許成果を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度で分析し、2008～2012年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI(Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

## &lt;図Ⅱ-4-9&gt; 2008～2012年政府R&amp;D特許成果の主要分析結果

●(量的成果)政府R&Dによって創出された国内出願は2008年14,134件から2012年22,933件に年平均**12.5%増加**、特許生産性は**海外研究機関より高い水準**



\* 特許生産性：R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数

●(質的成果)創意性の高い特許1.4%、適用分野が多様な特許及び研究協力による融合性の高い特許は各0.6%水準

区分	技術の創意性	権利保護の強度	権利の充実度	適用分野の多様性	技術融合性
専門家分析による優秀特許比率(%)	1.4	3.2	3.3	0.6	0.6

一方、2006～2012年の政府R&D国内出願成果を追跡調査した結果、特許17,336件が

登録の際に申告せず登録成果から漏れたことが分かった。

<表Ⅱ-4-6>登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況



\* 出願成果(2006～2012年)の41.4%(17,336件)が最近5年(2008～2012年)間登録成果から漏れる。

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているのかに関して特許成果と活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることが分かった。2008～2012年の間技術移転契約のうち特許が含まれた契約件数は年平均11.4%、技術料は年平均18.5%増加し、政府R&Dを通じて創出された特許の移転率<sup>8</sup>は6.2%であることが分かった。

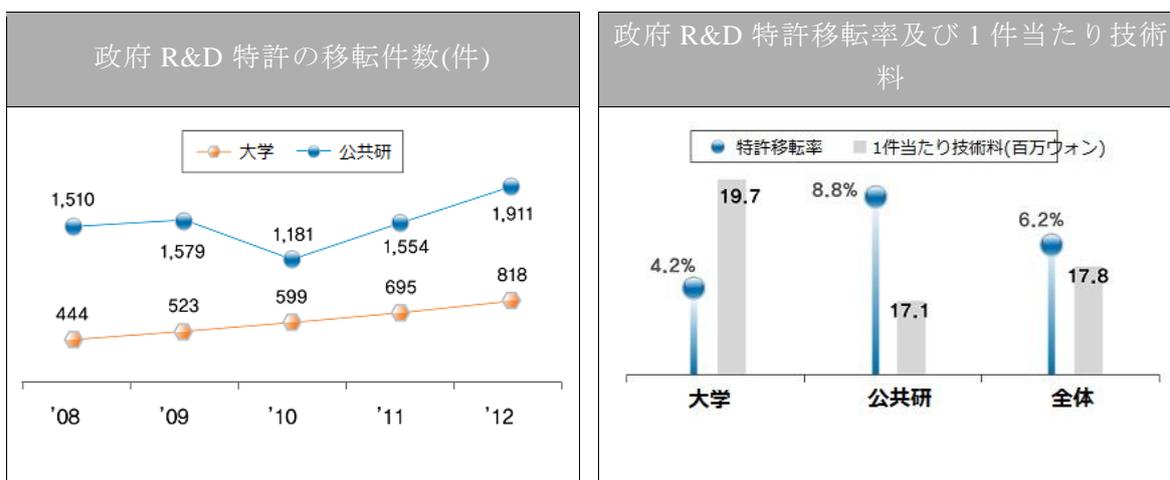
<表Ⅱ-4-7>政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料

区分		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	合計	年平均増加率(%)
契約件数 (件)	大学	352	366	403	523	518	2,162	10.1
	公共研	562	586	615	862	891	3,516	12.2
	小計	914	952	1,018	1,385	1,409	5,678	11.4
技術移転	大学	6,097	10,046	13,867	19,214	21,837	71,060	37.6

<sup>8</sup> 特許移転率：2008年以後出願された特許の中で移転された特許の比率

料(百万 ウォン)	公共研	26,141	35,431	37,432	29,065	41,800	169,870	12.5
	小計	32,239	45,477	51,299	48,279	63,637	240,930	18.5

<図Ⅱ-4-10> 政府R&D特許移転件数及び特許移転率



#### ハ. 今後の推進計画

まず、従来制限的に公開されていた特許成果の分析情報を各機関が利用できるように特許成果管理システムを通じたウェブサービスを構築して情報提供を拡大することで、「政府3.0」の実現に貢献する計画である。

そこで特許に対する状態情報、質的分析情報及び特許成果の活用情報などを機関が手軽に利用でき、これを通じて機関の質的水準中心の特許成果管理を支援するとともに特許成果の活用も促すことができると期待される。

また、政府R&D成果評価が既存の量的評価から質的評価中心に変わったことで、政府R&D事業特許成果の質的指標及び目標値の設定を支援するため、R&D関連部処及び機関との協議の下で「特許成果の分析及び評価ガイドライン(仮称)」を開発・普及する計画である。

## 5. 政府R&amp;D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 イ・ゾンホ

## イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は2010年13.7兆ウォンから2013年には16.9兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

\* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン) : (2010)13.7→(2011)14.9→(2012)16.0→(2013)16.9  
(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

\* 特許生産性(件/10億ウォン) : 韓国1.44(2012年)、米国0.26、日本0.37、カナダ0.22(以上2011年)

しかし、2008年～2012年に政府R&Dを通じて登録された国内特許を質的に分析した結果、政府R&D特許の被引用度及びファミリー国家指数は民間R&Dより低く、優秀特許比率(3.6%)は外国人の役1/8水準であることが分かった。

<表Ⅱ-4-8> 政府R&D国内登録特許(2008～2012)指標の分析

区分	被引用度 <sup>9</sup>	請求項 <sup>10</sup>	ファミリー国家 <sup>11</sup>	汎用性 <sup>12</sup>	PQI <sup>13</sup>	優秀特許比率(%)
政府 R&D	1.1	0.8	0.4	1.2	0.7	3.6
民間 R&D	1.3	0.8	0.5	1.2	0.7	4.5

<sup>9</sup> 後行特許によって引用された回数で、技術影響力を意味する。

<sup>10</sup> 技術に対する特許保護範囲

<sup>11</sup> 特許が出願された国家の数で、特許の市場的価値を反映する。

<sup>12</sup> 影響を及ぼした技術分野の数で、他分野に対する技術拡散力(適用可能分野の多様性)

<sup>13</sup> 相対的な特許品質指標(Patent Quality Index)を使用。PQI=1(普通)、PQI>1(優秀)、PQI<1(不十分)

外国人	0.5	1.4	2.2	0.5	1.7	27.3
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

そこで特許庁は大学・公共研究機関が行っている政府R&D課題を対象に、知的財産権観点からの研究開発戦略の樹立を支援し、お金になる強い特許が確保できるように「政府R&D特許戦略支援事業」を展開している。

#### ロ. 推進内容及び成果

2012年から始まった「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2013年には28の大学・公共研究機関が行っている計68の政府R&D課題を対象に支援を行った。

<表Ⅱ-4-9> 2013年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況

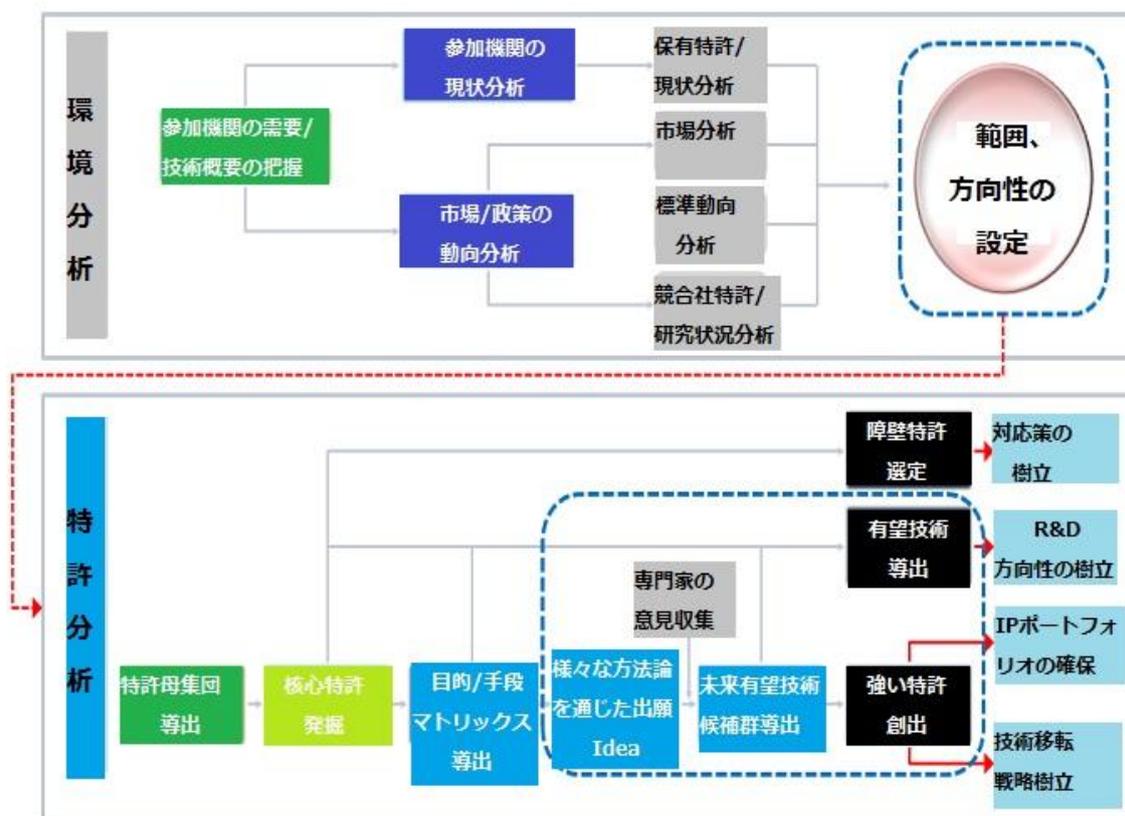
部処名	機関名	遂行課題数
未来創造科学部 (教育科学技術部)(15)	韓国科学技術研究院	9
	韓国韓医学研究院	2
	韓国科学技術院	1
	国家核融合研究所	1
	韓国電子通信研究院	1
	韓国電気研究院	1
文化体育観光部(1)	全州大学	1
農林畜産食品部(農林水産部)(2)	成均館大学	1
	鎮安紅参研究所	1
産業通商資源部(知識経済部)(31)	韓国エネルギー技術研究院	13
	韓国電気研究院	3
	韓国電子通信研究院	3
	韓国地質資源研究院	1

	済州テクノパーク	2
	DYETEC 研究院	1
	ソウルアサン病院	1
	材料研究所	1
	韓国機械研究院	1
	韓国ロボット融合研究院	1
	韓国生産技術研究院	1
	韓国食品研究院	1
	韓国化学研究院	1
	韓国航空大学	1
保健福祉部(2)	韓国保健産業振興院(カトリック大学)	1
	韓国保健産業振興院(延世大学)	1
環境部(2)	ソウル大学	2
国土交通部(国土海洋部)(5)	韓国海洋科学技術院	3
	韓国鉄道公社	2
防衛事業庁(5)	国防科学研究所	5
その他(5)	韓国ロボット融合研究院	1
	成均館大学(サムスンソウル病院)	1
	サムスンソウル病院	1
	西帰浦市庁	1
	漣川郡庁	1
小計	8 部処など、30 機関	68

2013年にはR&D課題の特性及び需要によって支援体系を「中大型R&D特許戦略支援」、「短期・小型R&D特許戦略支援」及び「知的財産権融・複合課題支援」に分けて事業を進めた。「中大型R&D特許戦略支援」は中大型R&D課題を対象に6ヶ月間特許ポ

トフォリオの設計、R&D戦略樹立及び技術移転・事業化戦略を支援し、「短期・小型R&D特許戦略支援」は小型R&D課題を対象に特許戦略の補強、核心特許の分析・対応を通じた新規IP創出を支援し、「知的財産権融・複合課題支援」は研究後期段階の政府R&D課題を対象に技術移転・事業化に直接活用できるように特許、デザイン、ブランドなどの開発戦略樹立を支援した。

<図Ⅱ-4-11>特許戦略支援のプロセス



<図Ⅱ-4-12>知的財産権融・複合支援のプロセス



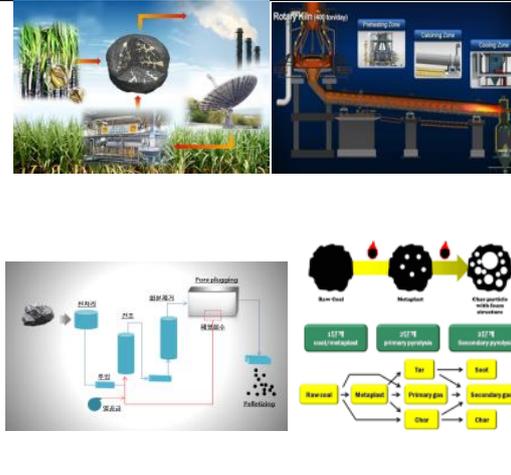
	デザイン 分析	市場分析 技術分析 環境分析総合	デザイン 開発	1、2次デザイン及 び企業品評 デザインガイドラ インの導出	ど融・複合 戦略
--	------------	------------------------	------------	---	-------------

#### ハ. 評価及び発展方向

2013年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者から高い満足度を得た。2013年事業支援を受けた政府R&D課題研究責任者を対象にアンケート調査を行った結果、全般的な事業内容に対する満足度調査では「とても満足」49.2%、「満足」44.6%の結果が出た。また、86.2%の研究者が事業に再び参加する意思があると答えた。事業を通じて樹立を支援した戦略の中では「IP獲得戦略」、「R&D方向提示」の順で満足度が高いことが分かった。

#### <図Ⅱ-4-13> 2013年政府R&D特許戦略支援の優秀事例

韓国エネルギー技術研究院(2013年上半期)

課題ニーズ	主要成果	低級炭の熱分解及び高付加価値化技術
<p>最強の特許ポートフォリオの構築(低級炭の熱分解工程及び高品位化)、差別化戦略の方向設定(工程技術)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題特許対応戦略 10 件</li> <li>・新規特許 18 件</li> <li>・ブランド強化 1 件</li> <li>・R&amp;D 課題の導出 7 件</li> <li>・公知技術の活用戦略 12 件</li> </ul>	
<p>&lt; 技術移転及び事業化成果 &gt;</p>		
<p>・メタルケットコアと技術移転を締結：前払金 2.6 億ウォン、経常技術料売上高の 2%(専用実施)</p>		
<p>&lt; 研究責任者からの反応 &gt;</p>		
<p>・公共機関から開発された技術は優秀であるものの、企業から背けられる場合が度々発生するが、研究開発の時に特許戦略を活用することは極めて重要であることを経験する。</p>		

2014年政府R&D特許戦略支援事業は需要者の多様なニーズに応えるとともに事業遂行を効率化するため、「中・大型R&D特許戦略支援」、「大学R&D戦略支援」、「知財権融・複合支援」、「ニーズに合わせた戦略支援」の4つの類型に支援体系を細分化する計画である。また、特許戦略樹立支援を受けた後は技術移転・事業化支援が受けられるよう、関連事業と連携を強化して政府R&Dを通じて創り出された技術及び知的財産権が事業化につながるよう好循環体系を構築する計画である。

<表Ⅱ-4-10> 2014年政府R&D特許戦略支援体系の改編案

2013 年支援体系	2014 年支援体系の改編案	支援期間
<p>中大型 R&amp;D 特許戦略支援</p>	<p>中大型 R&amp;D 戦略支援</p>	<p>6 ヶ月</p>
<p>小型 R&amp;D 特許戦略支援</p>	<p>知的財産権融・複合戦略支援</p>	<p>6 ヶ月</p>

知的財産権融・複合課題支援	大学 R&D 戦略支援(新設)	6ヶ月(2014年試験的に実施)
	ニーズに合わせた戦略支援(新設)	4ヶ月(2014年試験的に実施)

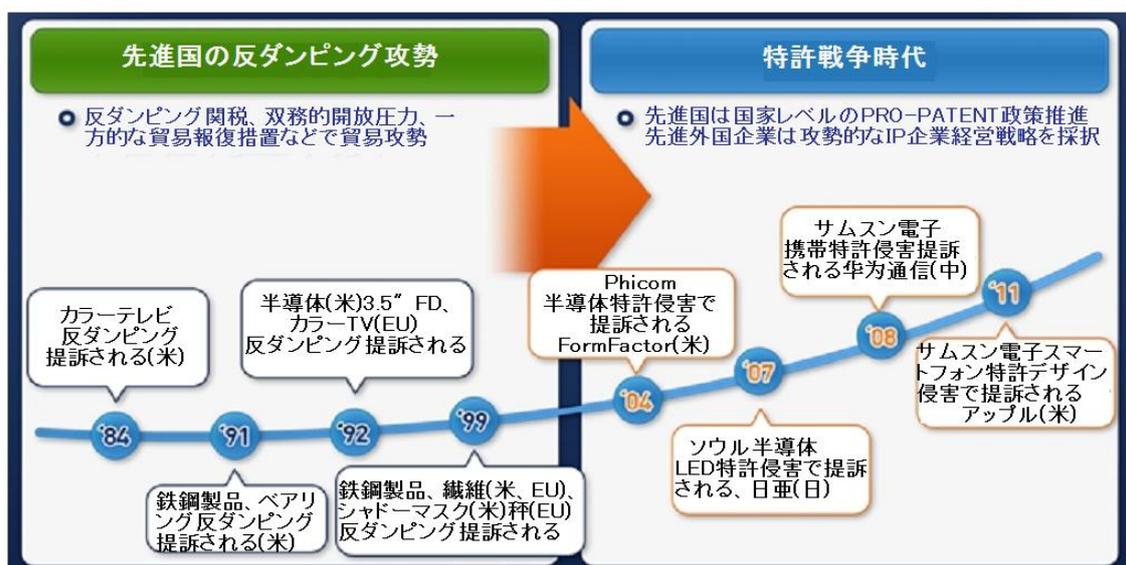
## 第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅱ-4-14> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先占した企業は競合社を攻撃して収益を出すなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には9件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを見せてくれる統計

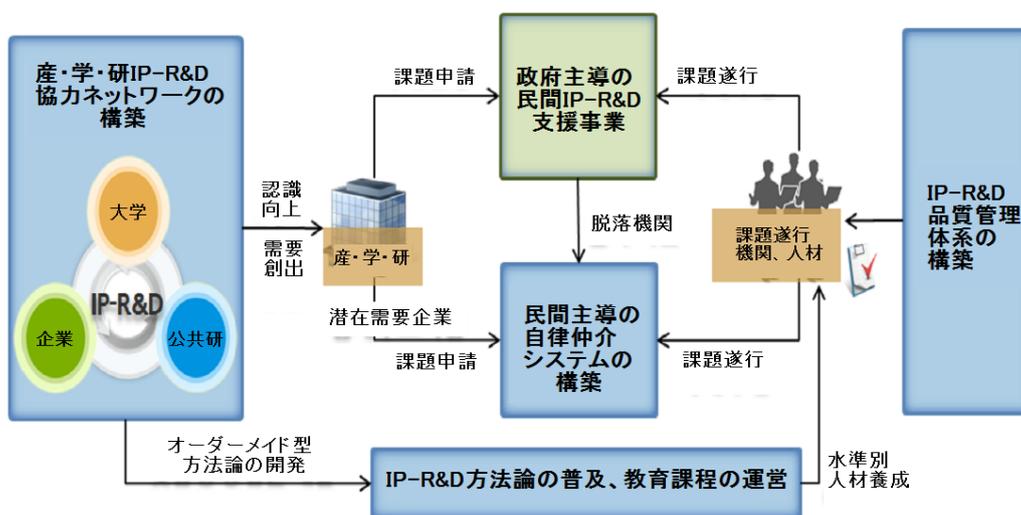
と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で6年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計600社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会などを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。このような努力で毎年事業の競争率が高くなり、今年は3：1の競争率を記録するなど産業界から熱い反応を呼んでいる。

このように構成されたインフラを基に2013年には支援企業規模の大幅な拡大、需要企業と特許専門機関をつなぐ自律仲介システムの構築、IP-R&D専門人材養成教育プログラムの構築など、民間主導の自律的なIP-R&D生態系作りを積極的に推進した。

<図Ⅱ-4-15> 民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル



## 2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

### イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

<図Ⅱ-4-16> 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残

ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

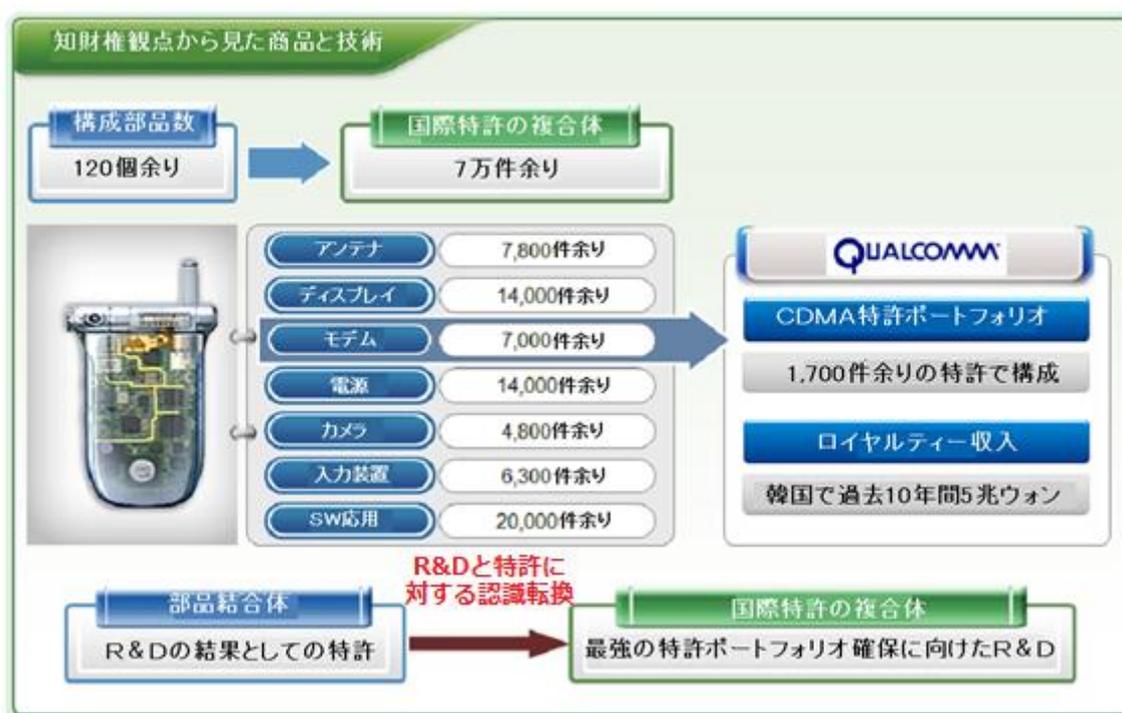
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅱ-4-17>製品と技術に対するパラダイムの転換



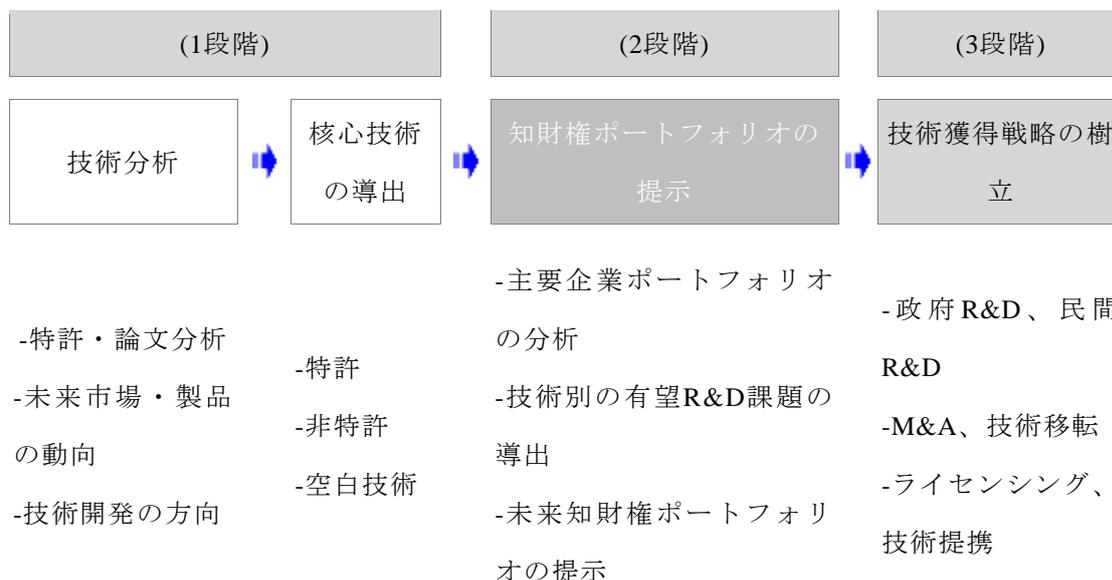
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅱ-4-18> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



2013年には政府の「中堅企業成長梯子政策」に歩調を合わせて、韓国の中堅企業がグローバル専門企業として成長できるよう、40の核心技術課題に対する支援を行った。また、産業通商資源部・環境部・中小企業庁などR&D支援機関との連携を通じて機関間の協力モデルを構築するとともに、これを通じて事業成果を高めた。

その結果計570余りの核心特許を発掘し、770件余りの知財権獲得戦略及び210件余りのR&D戦略などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、企業1社当たり平均が特許紛争予防を通じた費用節減(8.9億ウォン)、R&D期間の短縮(7.5ヶ月)、予算節減(3.4億ウォン)などの効果が予測できた。

#### ハ. 評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

＜表Ⅱ-4-11＞支援企業の優秀事例

- (K 社) 特許創出(24 件)及び有望 R&D 課題(35 件)の導出を通じて海外の先進競合社に準ずる強力な特許ポートフォリオを樹立し、これを通じて海外市場参入障壁の解消で約 300 億ウォン規模の売上発生が予想
- (H 社) 海外市場進出予定の技術分野において特許紛争の可能性のある核心特許 13 件を探し出し、これに対する対応策を講じて紛争リスクを最小限に抑えるとともに、企業固有の有効特許 17 件を創り出して特許ポートフォリオを構築。また、今後技術を取捨選択するための RFP3 件を導き出して R&D 方向を提示。

2014年には韓国企業の意見を反映し、市場性のある製品生産に必須の要素技術を保有する企業間の技術協力及び共存を図るため、製品基盤のIP-R&D戦略支援プログラムを新設する計画である。これを通じて製品単位の共同特許ポートフォリオを構築することで海外市場進出の特許紛争を予防すると同時に、最終製品開発までの期間短縮などを通じた開生産性の向上でグローバル専門企業として跳躍するための成長梯子が構築できるよう実質的にバックアップしていく予定である。

## 3. 先端部品・素材産業のIP-R&amp;D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 オ・ジェサン

## イ. 推進背景

部品・素材産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと認識されている。また、最近部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

＜図Ⅱ-4-19＞国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2007	ドイツ (12.3)	米国 (11.9)	中国 (10.6)	日本 (8.2)	フランス (4.7)	香港 (4.5)	イタリア (4.4)	韓国 (4.2)	シンガポール (4.0)	英国 (3.5)
2009	ドイツ (11.2)	中国 (11.0)	米国 (10.6)	日本 (7.7)	香港 (4.8)	韓国 (4.6)	フランス (4.1)	シンガポール (3.8)	イタリア (3.8)	ベルギー (3.2)
2010	ドイツ (12.2)	中国 (10.6)	米国 (10.4)	日本 (8.3)	韓国 (5.0)	香港 (4.9)	シンガポール (4.0)	フランス (3.7)	イタリア (3.4)	ベルギー (2.9)

\* 括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

\*資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計  
(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

\*「5年以内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

\*「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み(80%)」(大韓商工会議所調査、2013.2)

2013年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は205億ドルで貿易逆調が続いているものの、史上初めて3年連続(2011～2013)で貿易赤字が改善されている様子を示している。しかし、化学製品・電子製品・精密機器部品など高付加価値業種における対日逆調は続いており、部品・素材産業分野の対日貿易赤字の比重は依然として80%を占めている状況である。

<表Ⅱ-4-12>対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体産業	△254	△299	△328	△276	△362	△286	△256	△253
部品・素材産業	△156	△187	△209	△201	△243	△228	△222	△205
部品・素材の比重(%)	61.4	62.5	63.7	72.7	67.1	79.7	86.7	81.0

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

## ロ．推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるよう、R&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

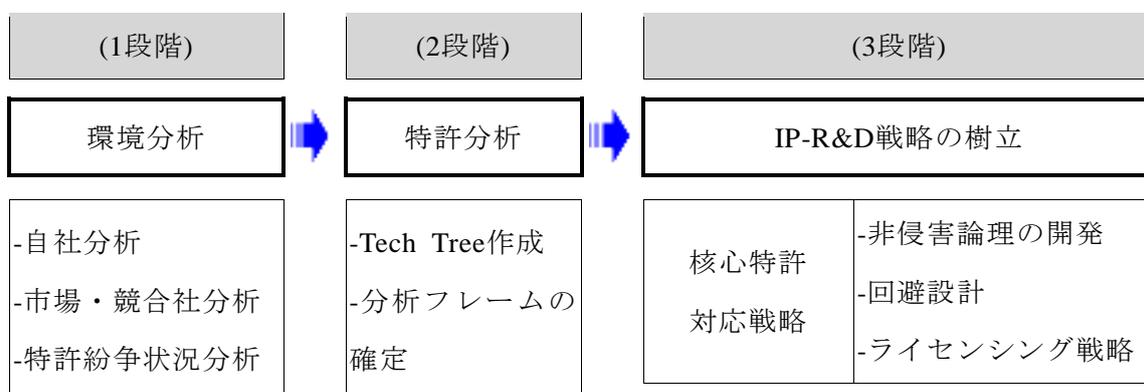
IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立という3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社の分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許分析DBなど特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅱ-4-20>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス



-政策・規制動向分析	-特許(論文)検索 -定量・定性分析 -主要特許の導出 -核心特許の選定	IP創出戦略	-新規発明創出戦略 -既出願特許補強戦略
		R&D方向の提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論教育 -特許分析DBの構築

特許庁は2013年本事業を通じて計118社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結果、計1,120件余りのIP獲得戦略の提示、2,150件余りの核心特許対応戦略の提示及び630件余りのR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅱ-4-13>2013年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

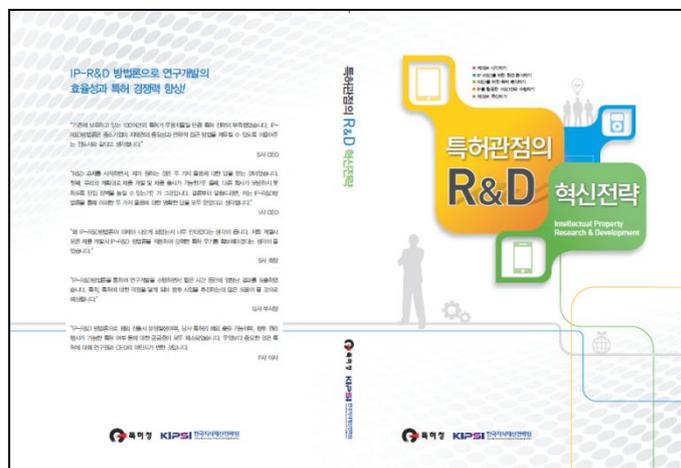
区分	IP獲得戦略 (購入、補強、新規)	核心特許の 無力化戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンシング戦略	特許インフラ構築戦略	合計
106社*	1,128	2,057	628	95	252	4,160
平均	10.6	19.4	5.9	0.9	2.4	39.2

\* IP融・複合課題(12件)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,215億ウォンの経済的成果及び108.4億ウォンの対日輸入代替効果、242名の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力向上及び対日貿易逆調の改善に寄与することが期待できる。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許観点のR&D革新戦略」活用書の改訂版を発刊して産・学・研に普及するなど、韓国産業界にR&D方向性を提示するナビゲーションの役割を果たしている。

< 図 II - 4 - 21 > IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2013年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

< 表 II - 4 - 14 > 支援企業の優秀事例

- (J 社) 垂直軸風力発電機の隙間及びペーン傾斜角の最適条件を権利化するための特許出願など強力な IP ポートフォリオを構築し、縮小模型の制作を通じた実験と Taguchi Method 及び相似法則を活用した最適設計案を提示することで、今後最適設計に向けた R&D 方法論を定立し、これを通じてモンゴル政府と輸出のための MOU を締結。
- (S 社) 戦略課題を通じて提示された 10 のアイデアを土台に関連特許を出願し、それを基に 2013 年 3 月 KDB 産業銀行から 20 億ウォンの特許権ファンド投資誘致及び 2013 電子 IT 特許経営大賞で電子新聞賞(銀賞)を受賞。

2014年には社会的弱者に対する支援を強化するため、再創造企業及び小企業の負担比率を下方修正することで、負担緩和を通じた参入障壁を解消し、地域按配を通じて

疎外された地域企業の参加を呼びかけるための地域均衡選定制度を導入する予定である。

また、事業終了後も既に支援を行った課題に対する特許出願の進行経過及び戦略履行上の隘路事項に対する対案提示などの事後管理プログラムを導入することで、対内外環境の変化に迅速に対応できるよう支援する計画である。

特許庁は素材部品産業の対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環の成長を促せるよう、IP-R&D戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許で武装したIP強小企業の育成を目指している。

また、素材・部品分野のR&D中小企業の創意的な挑戦が報われる環境づくりで経済民主化を達成し、R&D能力のある中小企業が大企業と肩を並べて競争できる、原則が通る市場経済秩序を確立することで創造経済の推進動力を強化する計画である。

## 第3節 標準特許の創出支援

### 1. 概観

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 技術書記官 パク・ソンウ

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことで、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2013年にはR&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を推進し、標準特許強小企業を育成するための中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援事業を試験的に推進した。

2013年事業の主な成果は、産・学・研の標準技術関連15件のR&D課題及び13件の国際標準開発課題を支援し、国内外特許96件が出願され、そのうち60件の特許が反映された31件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許15件及び主要応用特許に対する分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2013年累計22,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、2013年に試験的に行った中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援を通じて2つの技術分野の中小・中堅企業協会・フォーラム会員企業299社を対象に標準特許対応戦略を提供し、参加企業の状況に適した10件のオーダーメイド型戦略を提供した。

2013年まで推進した標準特許創出支援事業はR&Dと標準化活動を展開している産・学・研を対象に標準特許の創出方法論を伝播することでR&D成果を高めることに貢献したが、R&D方向が設定された後のR&D遂行段階に限られた支援であったため、標準特許の戦略的な確保には限界があった。

そこで、2014年からは国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許の創出が可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」を推進し、R&Dの全周期にわたって標準特許の創出支援が行われるよう取り組む予定である。

## 2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 技術書記官 パク・ソンウ

### イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザー環境の改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。<sup>14</sup>

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許<sup>15</sup>という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収入を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

<sup>14</sup> 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

<sup>15</sup> 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

韓国の状況(2012年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.36%で世界2位の高い水準を記録しているものの、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.48でOECD国家の中で最下位水準に留まっている。技術導入額(110.5億ドル)が技術輸出額(53.1億ドル)の2倍を超え、57.4億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足で赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は2013年12月調査の結果、全体の4.1%に過ぎないくらいの微々たる水準である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅱ-4-15> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2013年12月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	2,713	28.5%	6	大韓民国	394	4.1%
2	日本	1,859	19.5%	7	スウェーデン	276	2.9%
3	フィンランド	1,401	14.7%	8	オランダ	238	2.5%
4	フランス	1,309	13.8%	9	イギリス	189	2.0%
5	ドイツ	474	5.0%	10	中国	155	1.6%

\* 出所：韓国特許情報院標準特許センター

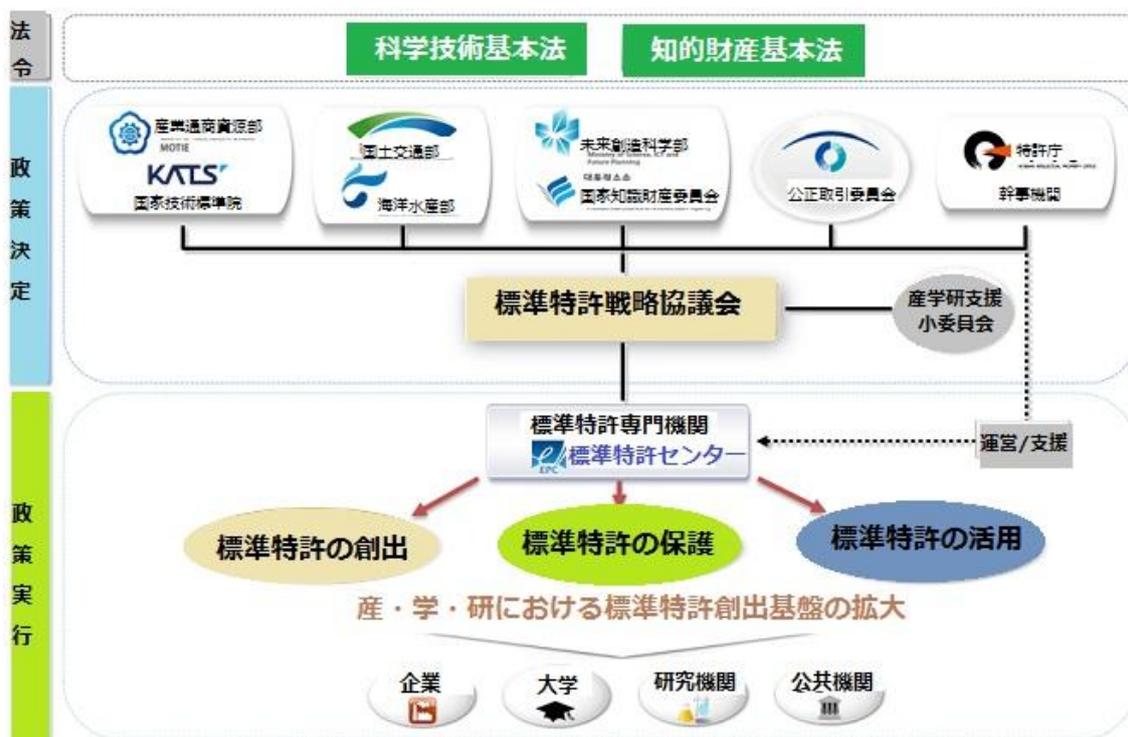
このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方案」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11機関合同で確定した。

#### ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅱ－4－22>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、2013年には2012年に続いて国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携して更に綿密に分析する一方、特許と標準の連携戦略を支援するものの、R&D標準環境による細部戦略をより多様化することで事業成果の向上を図った。その結果、政府及

び民間R&D15課題を支援し、計69件の戦略を導出し、59件の国内外特許が出願され、そのうち30件の特許が反映された16件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1<sup>16</sup>など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅱ－4－16＞2013年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	国外特許出願	標準案(寄稿文)提案
地上波及びケーブル基盤の3DTV放送サービス標準開発など15課題	ETRIなど8機関	ISO/IEC JTC1など9機関	69件	54件	5件	16件

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携し、従来技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許の創出が可能になるように支援した。その結果、2013年には次世代インターネット-モバイルサービス標準開発など計13課題を支援して標準、特許分析などを通じて51件の戦略を導出し、37件の国内外特許が出願され、そのうち30件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)がOMA<sup>17</sup>など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅱ－4－17＞2013年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	国外特許出願	標準案(寄稿文)提案
次世代インターネット-モバイルサービス標準の開発な	中央大など7機関	OMAなど7機関	51件	35件	2件	15件

<sup>16</sup> JTC1(Joint Technical Committee 1):ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

<sup>17</sup> OMA(Open Mobile Alliance)：オープンモバイル連合(モバイルデータサービス標準)

ど 13 課題						
---------	--	--	--	--	--	--

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるという目的で、支援終了後続く標準化進行状況によって標準特許の地位が維持できるように特許管理戦略を支援した。これを通じて計263件の事業特許成果物及び21件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略26件、標準特許の活用拡大に向けた分割/海外出願戦略15件など計41件の標準特許化戦略を提供した。

一方、国家標準制定時に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で、主要イシューとなっている技術の国家標準制定の際に国内産業界の特許ロイヤルティー支払いを最小化できる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定時の特許戦略課題2件(海上通信、モバイルクレジットカード)に対して標準関連特許15件及び主要応用特許に対する分析結果を支援して国家標準制定に活用できるようにした。

＜表Ⅱ-4-18＞2013年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理対象		標準特許化戦略支援(41件)			
特許成果物	追加出願件	権利範囲の補正		分割	海外出願
		標準/特許のイシュー発生	新規標準の再マッチング		
263件	21件	21件	5件	7件	8件

＜表Ⅱ-4-19＞2013年国家標準制定特許戦略支援の推進成果

課題	標準関連特許	応用特許	戦略樹立
海上通信	15件	229件	新規 R&D 開発戦略など 5件
モバイルクレジットカード	-	125件	国家標準の国内活性化戦略など 3件

#### ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年の間に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、

標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究室・研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、R&D方向設定後のR&D遂行段階に限られた支援であったため、標準特許の戦略的な確保には限界があり、一部大企業及び公共研に偏っている韓国の標準特許現状を改善するためには標準特許の底辺拡大が持続的に求められている状況である。

そこで、2014年からは国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許が創出可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」を推進することでR&D全周期にわたって標準特許が創り出されるように支援する予定である。また、標準特許の弱者である中小・中堅企業が標準特許競争力を持ち、さらには標準特許を保有する機関が増えるように支援対象を持続的に拡大していく計画である。

同時に、R&D企画、R&D遂行、国際標準案の開発、標準化活動、標準特許後続管理に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を通じて2017年標準特許世界4強入りに向けた基盤作りにより拍車をかける予定である。

### 3. 標準特許情報DBの構築及び標準特許の人材養成

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 工業事務官 クァク・ジュンファン

#### イ. 推進背景及び概要

標準特許情報DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される以前までオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は標準や技術動向また

は特定技術分野に対する特許動向のような断片的な情報であって、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、ユーザーが情報にアクセスし難かった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE<sup>18</sup>など)に宣言された標準関連特許情報及び特許プール(MPEG LA<sup>19</sup>など)に登載された標準特許情報を収集・分析して産・学・研が便利に活用できるようにDB化し、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することで、ユーザー・アクセシビリティを高め、標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係及び標準特許の重要性を理解させることで、標準特許の創出・対応能力を備えるように教育を支援する事業である。現在産・学・研において「R&Dと標準」を連携した標準化活動や、「R&Dと特許」を連携した特許活動はある程度行われている。しかし、大半の産・学・研においてR&D－特許－標準を連携して標準特許を創出する戦略的な活動はほとんど行われていない。

このような問題点を克服するため、本事業は産・学・研の研究者と標準及び特許担当者を対象に専門的な標準特許教育を実施することで、産・学・研の標準特許創出対応能力を強化することを目的としている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2013年にはETSIで宣言された3世代モバイル通信移転技術であるGSM、GPRSなど従来構築されなかった標準特許5,000件を対象に標準特許情報DBを構築し、これを既に構築されている17,000件の情報とともに標準特許ポータルサイトを通じて提供している。

<sup>18</sup> IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

<sup>19</sup> MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許ライセンス及び管理を代行する団体

＜表Ⅱ－4－20＞2009～2013年の標準特許情報DBの構築内容

(単位：件)

標準化機関 年度	ISO/IEC	ISO/IEC JTC1	ITU	IEEE	ETSI	MPEG LA	合計
2009年	-	307	-	627	-	2,066	3,000
2010年	549	-	801	-	1,300	1,350	4,000
2011年	388	509	343	260	3,000	500	5,000
2012年	340	300	200	158	3,790	212	5,000
2013年	-	-	-	-	5,000	-	5,000

＜表Ⅱ－4－21＞2013年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築状況	
標準特許DB	・主要標準化機関(ISO,IEC,ITU,IEEE,ETSI)と特許プールライセンス代行機関(MPEG LA)の標準特許	36,000件余り
標準特許の現状	・各種標準特許関連の統計状況	7種
標準特許関連情報	・国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・標準化機関の概要及びリンクの提供	1,434件 150個余り
教育情報	・標準特許動画教育コンテンツ ・標準特許基礎資料 ・標準特許文書学習資料	22個 5種 3件
参考資料	・標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供	146件

また、標準特許の人材養成に向けて、標準特許専門弁理士養成教育、研究室オーダーメイド型教育、産・学・研標準特許創出方法論の拡散教育、中小・中堅企業オーダーメイド型教育など需要者オーダーメイド型の標準特許教育を実施した。教育効果を最大に引上げるため、韓国情報通信技術協会と共同で運営し、計672人が教育を履修した。

＜表Ⅱ－4－22＞2013年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果

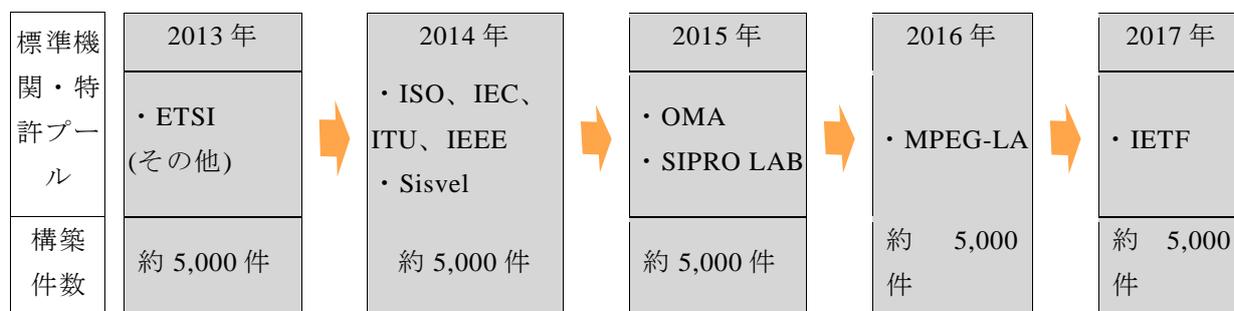
教育課程	教育成果
標準特許専門弁理士養成教育	154人(2回)
研究室オーダーメイド型教育	290人(47回)
産・学・研標準特許創出方法論の拡散教育	124人(2回)
中小・中堅企業オーダーメイド型教育	104人(2回)

## ハ. 評価及び発展方向

2013年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは14,044人であり、主な利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であり、標準特許の出願と標準特許の企画及び国内外標準特許の動向を把握するために情報を活用していることが分かった。特に、標準特許を活用して利益を出している特許プールとNPEなどが保有している標準特許情報に対する需要が多かった。

2014年には標準化機関別の標準特許情報DBの構築計画に基づき、標準化機関ISO、IEC、ITU、IEEEに追加宣言された標準特許と主要特許プールであるSISVELで管理中である標準特許を含む5,000件の標準特許情報を新たに構築する計画である。また、産・学・研が標準特許紛争対応などに活用できるよう、主要NPEsが保有している標準特許情報を拡充する予定である。

＜図Ⅱ－4－23＞標準化機関別の標準特許DBの構築計画



標準特許に関する国内外の情報をリアルタイムで収集し、標準特許ポータルサイトを通じて提供することで産・学・研の多様な情報ニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように持続的に支援する予定である。また、収集した多様な標準特許関連情報を深く分析・加工し、それを標準特許専門総合情報媒体である標準特許専門誌として四半期ごとに発刊し、標準特許ポータルサイト、メイリングなどの様々な手段を通じて配布する予定である。国内外の標準化動向情報を活用するため、未来創造科学部、国家技術標準院など関係機関との協力関係も持続的に拡大していく計画である。

2013年専門人材養成教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、「教育対象の特性と水準によるオーダーメイド型教育」と「弁護士など専門講師の拡充」及び「首都圏以外の地方への教育拡大」などのニーズが把握できた。

そこで、2014年には教育課程を目的別、水準別に区分し、首都圏以外の教育需要者のために地方教育を拡大・開設するとともに、標準特許に関する専門知識を備えた審査官を養成するための教育課程を新設する予定である。また、教育内容別に基本テキストを製作し、教育コンテンツをさらに強化するとともに、優秀な標準特許専門講師を持続的に拡充していく計画である。